

令和7年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和7年12月18日(木)

閉 会 令和7年12月18日(木)

仁 木 町 議 会

令和7年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 令和7年12月18日（木曜日）午前 9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書 |
| 日程第7 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号） |
| 日程第8 | 一般質問 ヒグマ被害対策に係る猟友会への対応は（佐藤秀教議員）
町営墓地の現状と新たな取組は（野崎明廣議員）
待機児童対策について（前田春奈議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第2号 特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第3号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第4号 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第5号 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第6号 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第7号 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第8号 令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第9号 仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第10号 仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第20 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

令和7年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 7年12月18日（木） 午前 9時30分
 閉 会 令和 7年12月18日（木） 午後 3時48分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和7年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、6番・宮本議員及び7番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり12月4日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、承認1件、議案10件、諮問1件の計13件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い付議議案ごとに、討論・採決を行います。日程第7の専決処分については即決審議でお願いいたします。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、前田議員1件の順でございます。日程第9から第12の条例改正については4件を一括議題として、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第16の補正予算については、いずれも即決審議でお願いします。日程第17の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第18の条例制定については、即決審議でお願いいたします。日程第19の諮問については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第20・委員会の閉会中の継続審査、日程第21・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和7年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月18日木曜日、会期は開会が12月18日木曜日、閉会が12月19日金曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、12月18日から12月19日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月18日から12月19日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。令和7年第4回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和7年第4回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先日、12月8日深夜に青森県東方沖で発生した地震により、多くの住民が不安に駆られる事態となりました。津波警報や注意報が出され、太平洋沿岸部の地域の方々は冬の深夜に避難することを余儀なくされましたが、万が一のための行動として、いつ何時であっても避難することの重要性を改めて認識したものと考えます。翌日、気象庁から北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されましたが、これはあくまでも大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に発表される情報であります。突発的に発生する地震への日頃からの備えを前提とした上で、必要な防災対応を呼びかけ、より多くの人命を守るための取組として2022年に運用が始まって以来、初の発表となりましたが、日頃の備えの再確認や意識を高める意味でも、後発地震注意情報は必要なものと受け止めているところでもございます。

さて、今年1年を振り返りますと、国内では、大阪関西万博の開催、米の価格の高止まりを受け政府が

踏み切った備蓄米の放出、高市内閣が発足し初の女性首相が誕生、更には全国的に熊による被害の増加など、多くの出来事があった年となりました。町内では、先日各生産組織の反省会に出席させていただきましたが、JA新おたるトマト生産組合や仁木町アイコ生産組合の今年の販売額が過去最高を達成し、また、NIKI Hills Winery（ニキヒルズワイナリー）が世界コンクールで最高賞である金賞を受賞されたことや、後志自動車道仁木インターチェンジの開通など、本町にとって明るい話題が多い1年でもありました。来週末には、仁木町民スキー場がリニューアルオープンしますが、新たな観光資源の創出や既存の資源に磨きをかけることにより、本町が持つ魅力が更に高まるものと期待するところでございます。私の公約のキャッチコピーであります「ニキノチカラ」を更に発揮すべく、今後も様々な取組を進めてまいり所存でございます。

本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案10件、諮問1件、計12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第4回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月19日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国926の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の高市早苗内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、関口昌一参議院議長、林芳正総務大臣、海老原諭内閣官房地域未来戦略本部事務局長（内閣府地方創生担当大臣代理）、有村治子自由民主党総務会長、中本正廣全国町村議会議長会会長など、約1300名が出席して開催され、私も出席してまいりました。始めに、棚野孝夫会長（北海道白糠町長）が挨拶に立ち、その後、高市早苗内閣総理大臣を始めとした来賓からの挨拶、議長選出を経て、議事に入りました。議事では、大会運営委員会で決定した町村をめぐる諸問題の解決に向け、一、食料・エネルギー安全保障に対する国民の意識の醸成を図るとともに、自給率向上に向けた施策を強化すること。一、農業の持続的な発展と農村の振興を図ること。一、森林・林業の再生と水産業の振興を通じた山村・漁村の活性化を図ること。一、地域資源を活かした産業振興を強化すること。一、人口減少に歯止めをかけ、少子化対策をさらに強化するとともに、地方創生を推進すること。一、都市と農山漁村の共創社会を実現すること。一、東日本大震災、令和6年能登半島地震及び豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。一、減税による地方の減収に対する代替財源を含め、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一、実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。一、地方分権改革を推進すること。一、町村のデジタル化施策への支援を強化すること。一、医療・介護・福祉の提供体制を堅持すること。一、地域からの脱炭素化を推進すること。一、参議院の合区を早急に解消すること。一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと、の15項目の決議案と「食料およびエネルギー自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別議決」、さらには、令和8年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化、地方創生の推進、町村自治の確立、地方税財政、地域のデジタル化の推進、脱炭素社会等の推進、地域医療・介護保険制度及び国民健康保険、少子化対策とこども・子育て政策の推進、地域共生社会の実現、教育施策等の推進、農林水産業、国土政策、危険鳥獣対策に関する13項目の重点要望と35項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、令和6年度決算における財務書類について申し上げます。「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」により作成が求められている財務書類につきまして、作成が完了し分析結果がまとまりましたので、報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに178.2億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国、北海道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が100.7億円（57%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が77.5億円（43%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（令和6年度末現在3042人）に換算しますと、資産が586万円、負債が255万円で、純資産が331万円となります。資産で大きな割合を占めるのが固定資産であり、道路などのインフラ資産で、資産全体の38%、庁舎・町営住宅などの事業用資産で、同じく資産全体の38%を占めております。その他につきましては、基金積立金が主なものとなっております。一方、負債では、地方債が負債全体の75%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、各種連携協定について申し上げます。10月22日、役場庁舎会議室におきまして、佐川急便株式会社と地域活性化包括連携協定の締結式を挙行いたしました。この協定は、本町における災害対策や観光支援、地域製品の流通・販売支援などに関して協力いただくことを目的に交わしたものであります。同社は、これまで災害が発生した際の物資の輸送支援のほか、交通安全教室の開催や地域のイベント時に車両展示などに協力され、近隣では泊村などと協定を結んでおり、本町は道内で21市町村目の締結となります。今回の協定を基に同社のご協力の下、災害対策や物流支援などにおいて、より安心安全な体制が構築できるよう、努めてまいります。

次に、11月8日、札幌市にあります大和ハウスプレミストドーム（札幌ドーム）におきまして、株式会社まちのミライと連携と協力に関する包括協定の締結式を挙行いたしました。この協定は、コンサドーレ仁木パーク（ふれあい遊トピア公園）及びコンサドーレ仁木スキーパーク（仁木町民スキー場）の指定管理者で株式会社コンサドーレとコンソーシアムを形成している株式会社まちのミライが、本町におけるスポーツ振興及び健康増進や地域の魅力発信などに関して連携・協力していくことを目的に交わしたものであります。今回の協定を基に同社が連携している北海道コンサドーレ札幌やプロバスケットボールチームのレバンガ北海道、プロバレーボールチームのヴォレアス北海道等とのタイアップによる誘客促進や、施設整備などのサポート体制が構築できるよう、努めてまいります。

さらに11月25日には、役場庁舎会議室におきまして、日本航空株式会社と連携協定の締結式を挙行いたしました。この協定は、本町において宿泊施設とレストランが一体となった施設「オーベルジュ」を通じた観光振興及び関係人口の創出などに対して連携協力していくことを目的に交わしたものであります。同社は、本年10月に中富良野町でオーベルジュの建設に着工しており、道内2か所目の地域として本町で同様のオーベルジュの建設を進める見込みとなっております。今回の協定を基に、同社との連携を深めながら、同社のオーベルジュ事業の取組を通じて、第6期総合計画で定めている宿泊者数の増加による観光振興につながっていくことを期待しております。

次に、北海道原子力防災総合訓練について申し上げます。泊原子力発電所3号機においては、平成25年

から原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査が進められ、本年4月の審査書案の了承、7月の原子炉設置変更許可を受け、9月から10月にかけて北海道による「泊発電所3号機に関する住民説明会」が開催されており、避難計画の実効性が問われる中、本年の北海道原子力防災総合訓練が10月29日に実施されました。訓練では、関係機関の連携、防災技術の向上、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ることを目的として、北海道南西沖を震源とする地震が発生し、泊発電所3号機の設備故障により事故が進展する想定の下、共和町のオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を設置して行われました。本町におきましては、町民のほか、社会福祉施設や学校等が参加し、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練を実施いたしました。今後におきましては、訓練結果から課題等を把握した上で、原子力災害が発生した場合に備え、手順の見直しや国、北海道、関係自治体との連携強化に努めてまいります。

次に、仁木町地域防災訓練について申し上げます。自然災害を想定した総合防災訓練として、11月27日、仁木町地域防災訓練を実施いたしました。本訓練は、仁木地区を対象とした自然災害に対する総合防災訓練として、大雨に伴う河川の増水を想定し、情報収集、避難指示、避難誘導につながる一連の流れを確認し、避難所における区画の設定や就寝場所の設営など、町民と連携した避難所設置運営訓練や避難所運営の図上訓練（HUG）を実施いたしました。また、町職員に対しましては、地域の特性に応じた災害への備えとして、訓練シナリオを伏せ、訓練当日まで詳細な訓練想定を伝えず、より実践的なブラインド訓練として実施いたしました。訓練には、38名の町民のほか、役場、陸上自衛隊、消防、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センターを加え、全体で76名に参加いただいたところであります。道内においても台風及び豪雨に伴う水害や土砂災害が増加傾向であることから、町民の生命及び財産を守るため、更なる町民の防災意識の高揚を図るとともに、訓練の反復により地域が一体となった自助・共助の体制づくりに取り組んでまいります。

次に、仁木町エンジョイプロギング大会について申し上げます。10月4日、本町で初めてとなる「仁木町エンジョイプロギング大会」を開催いたしました。「プロギング」は、スウェーデンから始まったスポーツイベントで、ジョギングやウォーキングをしながら、ごみを拾うという、健康増進と環境美化を兼ねた取組として、100か国以上で楽しまれているイベントであります。当日は、仁木放課後児童クラブ・にき小型児童館を利用する児童とその家族31名が、一般社団法人プロギングジャパン 板倉志保氏の指導の下、役場庁舎、国道5号、いきいき88やJR仁木駅前を通るコースでプロギングを行いました。最初は、ごみを拾った人へのねぎらいの掛け声など、独自のルールに戸惑いながらも「走って健康に、拾ってエコに、新しい交流を」のスローガンの下、楽しく、笑顔で7.5kgのごみを収集し、無事にイベントを終了することができました。後援をいただきました一般社団法人プロギングジャパン、社会福祉法人仁木町社会福祉協議会、参加者へのオリジナルグッズの提供など、協賛をいただいた森永製菓株式会社、一般社団法人アールビーズスポーツ財団の皆さまに、心より感謝申し上げます。今後におきましても、町民の健康増進、環境意識の醸成、子育て世代の交流といった取組を推進してまいります。

次に、社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。7月11日に北海道社会事業協会余市病院（余市協会病院）より、平成22年度から行っている救急医療体制の維持確保に対する財政支援について、今年度も要望がありました。医療を取り巻く環境は、医師及び看

護師等の都市部への偏在化が改善されておらず、余市協会病院も同様、常勤医師が少ない中、北後志5か町村の基幹病院としての機能を担っております。併せて、時間外救急を維持するためには、出張医師に頼らざるを得ない状況にあり、医師やこれに携わる当直看護師、放射線技師及び検査技師など、スタッフの人員費や診療材料費なども多額の経費が必要とされております。これらのことから、救急医療部門につきましては、赤字が常態化しており、現在の救急医療体制を確保するため、北後志5か町村では、例年2500万円の財政支援を行ってまいりました。しかし、救急医療を維持する上で、依然厳しい状況が変わらない中、人員費や診療材料費の高騰もあり、今年度は3500万円の助成を要望されたものであります。支援要望の内容を受け協議を行い、10月9日に、北後志地域保健医療対策協議会総会の中において、余市協会病院に対し北後志5町村で要望のとおり財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを最終決定したところであり、本町の負担額は402万9000円（前年度対比213万9000円の増）となりました。つきましては、今定例会に歳出補正予算を計上させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、「仁木フルーツ&ワインマラニック2025」について申し上げます。9月20日土曜日、私が実行委員長を務める仁木町フルーツ&ワインマラニック実行委員会の主催により、「仁木フルーツ&ワインマラニック2025」を開催いたしました。本イベントは、果樹観光とワイン観光を両輪に、町の伝統的な魅力と新たな魅力を広くPRし、農産物や気候風土、アクティビティを活用した観光振興と交流人口の拡大を目的に実施しているもので、今年度で5回目の開催となり、当日は道内外から526名の皆さまにご参加いただきました。イベントでは、町内ワイナリーを巡る11km、21kmの2コースを設定し、今年度は、これまでの旭台地区中心のコースから、今夏東町地区にオープンしたpur.（ピュール）ワイナリーを訪れるコースへと変更いたしました。参加者は、「マラソン」と「ピクニック」を合わせた「マラニック」の名のとおり、走ったり歩いたり自由なスタイルで、町産ワインやプルーン、ぶどう、ミニトマトなど秋の味覚を楽しめるエイドステーションを巡り、私も11kmのコースに参加し、多くの参加者とのふれ合いを通し、本町の魅力とイベントの楽しさを再確認した次第です。また、スタート、ゴール会場となった役場庁舎敷地内では、マラニック参加者と一般来場者が共に楽しめる「大・仁木ジンギスカン」を昨年に引き続き開催し、ワインやビール、町特産品の販売も行うなど、大いに盛り上がりました。イベント運営では、JA新おたる、仁木町商工会、銀山地区総合型地域スポーツクラブを始め、日本航空、全日空、レッドホースコーポレーション、陸上自衛隊真駒内駐屯地など多くの企業・団体、そして個人有志の皆さまに、ボランティアとしてご協力いただきました。参加者のみならずスタッフ間の交流も生まれ、関係人口の創出にも大きく寄与したものと考えております。今後につきましても、多くの皆さまのお力添えをいただきながら、本イベントを仁木町ならではの特色あるイベントとして、より魅力ある形へ成熟させてまいりたいと考えております。

次に、仁木町民スキー場のネーミングライツ事業について申し上げます。ネーミングライツ事業とは、施設やイベントに対する命名権を付与する事業で、命名権を得た企業等は、契約料を支払うことで、企業名やキャッチフレーズ等を施設やイベントへ愛称として付与することが可能となり、宣伝効果や地域貢献を行っている企業として、イメージの向上が見込まれるメリットがございます。一方、施設を所有する自治体では、命名権料を施設の維持管理費に充当することで、経費の負担軽減を図ることができます。この度、仁木町民スキー場のネーミングライツ事業を実施したところ、指定管理者であるコンサドーレ・まち

のミライコンソーシアムから応募があり、契約期間を令和7年11月1日から令和10年3月31日までの2年5か月間とし、年間33万円（税込）、合計79万7500円の契約を締結し、仁木町民スキー場に「コンサドーレ仁木スキーパーク」という愛称が付けられました。これにより、昭和58年度の開業以来、最大の改修工事を経て、12月27日に仁木町民スキー場は「コンサドーレ仁木スキーパーク」として新たな一步を踏み出すこととなります。冬期間のスポーツ機会の創出はもちろん、新たな冬の観光コンテンツとして、町としましても、指定管理者や関係団体と緊密な連携の下、効果的な運用に努めてまいります。

次に、農作物の生産状況について申し上げます。農作物の生産に大きく影響する気象について、本年の気象は、4月中旬以降の高温傾向が顕著で、農作物の生育が全般に早まりました。4月から10月の平均気温は平年を1.8度上回り、昨年に続き高温の年となりました。降水量については、5月から7月は少雨傾向で推移したものの、7月下旬以降は周期的にまとまった降雨も見られ、期間降水量は757mm（平年比107%）と概ね平年並みでありました。6月から8月の日照時間は平年を大きく上回り、期間合計は1270時間（平年比106%）となり概ね良好でありました。以上のことから、農繁期の気象（4月～10月）は降水量・日照時間とも平年並みであったものの、平均気温は高く、農作物の生育は総じて早い傾向となりました。こうした環境の中、主な農作物の生産状況につきましては、ミニトマトは、定植時期の低温・日照不足の影響で初期生育は遅れましたが、6月以降は好天にも恵まれ生育が回復し、7月・8月は全体的に高温で推移したことで生育は進みましたが、高温により落下が発生したため、9月の出荷量がやや少なくなりました。JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での4生産組合の取扱い合計は2810トで前年対比108%と伺っております。水稻は、本町を含め後志管内の作況単収指数が100となり、品質は平年並みで、一等米率は88%程度となりました。品種別には「ななつぼし」が全体の60%、「ゆめぴりか」が35%となっております。また、国の米政策により講じられている経営所得安定対策等では、飼料用米やそばなどの取組に対し4000万円余りが農業者に直接交付されております。さくらんぼは、5月下旬からの高温により成熟が早まり、収穫は全般に平年より4、5日早い進捗となりました。収量は概ね平年並みでしたが、園地により着果数のばらつきが見られました。ぶどうは、露地、ハウスとも4月の日照不足で初期生育が遅れたものの、5月以降の高温で生育は順調に回復し、収量・品質とも平年並みとなりましたが、一部のほ場で晩腐病やカメムシ類による吸汁害、鳥害による果実腐敗が前年より多く確認されました。

行政報告は以上であります。先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類のほか、令和7年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年第4回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、仁木町民センターの火災に関する件について申し上げます。11月7日に開催されました、令和7年仁木町功労賞・功績賞表彰式後のアトラクションの最中、ステージ右奥付近のバック幕の一部から出火が確認され、列席していた消防職員が消火を行いました。早期の対応により、バック幕の幅2m、高さ1m程度の燃焼で食い止めることができましたが、白煙や異臭が激しかったため、その後のアトラクションは中止といたしました。火災の原因につきましては、ステージ背面を照らすホリゾントライトの設置

位置が、背面幕からの最小隔離距離80cmを確保できていなかったため、バック幕を引き下げた際に高温となっている Horizont ライトに接触し、発火したものと考えられます。多目的文化ホールは翌日から使用可能としておりますが、バック幕及び Horizont ライトは当分の間、使用禁止としております。再発防止としまして、Horizont ライトの設置位置に目印を付けることや、機器等の取り扱いの再確認、備品等使用前後の教育委員会職員による確認を周知徹底していきます。

なお、12月号の広報にきにおいてお詫び文を掲載し、表彰式の列席者等に対しまして、謝罪文の送付やホームページへの掲載を行っております。今後、二度とこのようなことが起きないように、施設管理には十分注意を払って参ります。

次に、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への報告と公表が規定されております。

令和6年度に教育委員会が実施した事務・事業について教育委員会事務局により一次評価を実施し、その後、仁木町教育委員会教育委員による総合的な観点からの二次評価を実施したあと、学識経験者の3名の方々から知見に基づく意見及び助言をいただき、報告書を作成いたしました。評価結果につきましては、それぞれの取組の強弱はあるものの、概ね良好と判断しております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。

次に、シャインマスカットの寄贈について申し上げます。この度、学校給食用として、地場産品の魅力を子どもたちに伝えていきたいとの思いから、昨年度に続き今年度もJA新おたる仁木果樹生産組合ハウスぶどう部会より本町産シャインマスカット「La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）」（約25㎏）を寄贈いただきました。寄贈いただいたシャインマスカット「La・La・shine」は、11月7日に学校給食で提供されており、児童、生徒からは「とてもおいしい」と感想が述べられていました。心温まる善意に、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであり、これを機に子どもたちが地域の産業を学び、生産者に感謝する心を育むことを期待しているところであります。以上で、令和7年第4回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○決算特別委員会委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書について報告いたします。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号、令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和7年12月18日、令和6年度各会計決算特別委員会委員長 野崎明廣。記といたしましては、令和7年9月24日付託。付託事件につきましては、令和7年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第3号までの令和6年度一般会計及び2特別会計の歳入歳出決算認定、並びに議案第4号の令和6年度簡易水道事業会計の決算認定でございます。

2ページをお開き願います。10月28日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果は、令和6年度一般会計及び2特別会計、並びに簡易水道事業会計は、全て認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページからは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件、付託事件の内容、委員会の開催年月日、委員会出席者、欠席委員、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和7年第3回定例会において、議長及び前田議員を除く議員7名により構成する令和6年度各会計決算特別委員会が設置され、一般会計及び2特別会計、並びに簡易水道事業会計の決算認定を付託し、その審査を行ったものでございます。

審査に当たりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識の基、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、並びに簡易水道事業会計決算書、更には監査委員からの決算審査意見書等々を基に、町長、副町長、教育長他、各関係課長らの出席を求め実施したものでございます。

5ページをお開き願います。一般会計の歳出では、子ども交流事業実施による事業効果、ニキバスを利用する高校生の地区と人数及び利用者の割合、交通安全灯及び町内会管理街灯のLED化の割合、有害鳥獣駆除委託の内容、有害鳥獣による被害額及び算出根拠、仁木フルーツ&ワインマラニックの事業効果、ふれあい遊トピア公園管理委託の指定管理者の管理状況、各小中学校管理委託の内容などについての質疑及び確認がありました。歳入では財政力指数の改善などについての質疑がありましたが、討論はありませんでした。特別会計では、国民健康保険事業特別会計で国保加入者における外国人の加入数などについての質疑及び確認がありましたが討論はなく、また、後期高齢者医療特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。簡易水道事業会計では、水道料金改定の経過、検討などについての質疑及び確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項であります。記載のとおり、令和6年度一般会計及び特別会計2会計、並びに簡易水道事業会計の決算認定につきましては、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、令和6年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第1号

令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第2号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第3号

令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第4号

令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の

議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和7年10月23日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1098万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年10月23日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和7年10月23日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額91万8000円を追加し、補正後の合計を52億1098万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に91万8000円を追加し、補正後の合計を52億1098万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳でございしますが、一般財源が91万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては91万8000円を繰入れしたものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、4目、財産管理費につきましては、庁舎複合施設の暖房空調機器の修繕経費として91万8000円を追加したものでございます。以上で承認第1号、一般会計補正予算（専決第2号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは予算書の7ページをお願いします。只今の説明で、今回の修繕については、暖房空調設備等に係る修繕ということでございますけれども、この内容についてもう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えさせていただきます。

簡単に概要だけご説明申し上げます。10月22日に議場と町民センターの暖房の効きが悪いという話を受けまして、その後、業者に確認を依頼したところですね、配管の圧力を調整するための膨張タンク、そう

いった設備が内部故障をしているというような報告を受けました。なおですね、11月7日に町民センターで功労賞・功績賞の表彰式が迫っておりましたので、緊急を要するためですね、議会を招集する時間的余裕がないということで更新をしたものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで、役場庁舎等の複合施設も建設してからですね、もう26年も経つということで、最近、冷暖房、空調等に故障が多いのかなということで、ここ最近の修繕も含めた履歴等について、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度12月1日時点のものになりますけれども、大きなものとしましては、公用車車庫のシャッターの修繕、それから給湯配管の漏水の修繕、それから膨張タンクの修繕、こういったものがございまして合計で12件でございます。合計の費用としましては263万4511円となっております。それから令和6年度につきましては、混合栓の修繕、それから温水ポンプの修繕、誘導灯の修繕、トイレのフラッシュバルブの修繕、こういったものを含めまして合計18件、費用につきましては207万1034円でございます。続きまして、令和5年度につきましては、庁舎1階のシャッターの修繕、それから真空温水器、こちらはボイラーになりますけれどもボイラーの修繕、それから自家発電機の修繕、こちらすべて入れまして16件、合計費用としましては219万9797円、以上となっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）令和元年度にですね、役場庁舎等複合施設の長寿命化に係る計画書をいただいているんですけれども、この中で冷暖房については、令和3年度と令和4年度に改修を行うんだということで計画に載っているんですが、これは実施されているんでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

冷房につきましては令和3年度に必要な部分、更新をかけているところでございます。暖房につきましては、昨年度ボイラー本体の更新工事をさせていただきました。ボイラーにつきましては、今、庁舎内は全て2基で運用しているところでございますけれども、2基中1基が昨年度更新しておりまして、1基はそのままといったところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今回の修繕は、これをやったことで、その辺は改善されたのではないのでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

今回の修繕につきましてはですね、配管に接続されている機器でございまして、ボイラー本体に接続されている機器ではないというところでございます。更新のかかったのは、あくまでボイラー本体だけの更新をかけておりまして、そこから先の配管に膨張タンクがつながっておりまして、そこで圧力を調整して配管を通じて温水を庁舎内に流すと、そういった構造になっておりまして、前回、昨年度更新した修繕に

は含まれていないといったところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう1点ですけれども、今後この計画表を見ますと、暖房関係が、2026年、来年ですね。これ一応改修・修繕の計画があるんですが、これは実施する予定でしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えさせていただきます。

個別施設計画はあくまで、修繕単価に応じた、あくまで全体的な計画というふうに認識しておりまして、このとおりに全て行うということは、正しくはないというふうに思っております。当然、このとおりにやれば、何も起きずに更新がかかるんですが、それに対する費用対効果というところも考えなければいけないので、やはり長く使えるものは長く使っていくと、そういった認識でおります。ですので、毎年機械器具修繕につきましては、専門業者による点検を行っております。その結果に応じてですね、翌年度どこを修繕するかといったところで計画を立てているところでございます。こちらの暖房機の修繕につきましてはですね、只今ちょっとご指摘のとおりですね、非常に修繕費がかさんでおりまして、割合が高いかなというふうに担当でも思っているところでございます。つきましてはその原因となっている配管の部分ですね、こちらを更新するとなるとですね、見積りを取りますと約5000万円以上かかるといった回答を得ておりまして、さすがにこれは難しいなと思っております。ということでですね、配管を一切使わずに、電気温水器を部分的につけていくという方が安上がりであり、維持するに当たっても費用が安いのではないかとということで今検討しておりまして、予算査定の中で今吟味していると、そういったところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。3名の方から3件の質問があります。

最初に『ヒグマ被害対策に係る猟友会への対応は』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、先日通告済みの、ヒグマ被害対策に係る猟友会への対応について、質問させていただきます。

令和7年現在、北海道のヒグマ出没状況は、都市部でも頻発しており、過去最多の件数となっています。ヒグマはツキノワグマと比較して、一般的に攻撃的で警戒心が強いとされており、警戒や恐怖から人間を攻撃することもあります。本町では、鳥獣対策の実施に積極的に取り組むため、条例の定めるところにより、鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、隊員として北海道猟友会仁木支部の全会員が任命され、仁木町鳥獣被害防止計画に基づき、その任務に従事しています。近年、ヒグマ被害が増える中、多くの猟友会が高齢化や人手不足に直面しており、市町村が猟友会に対策を一任する仕組みの限界も指摘されています。猟友会は、農業被害の軽減や住民の安全確保、生態系の保全に貢献し、狩猟の健全な発展を支える上で不可欠です。そこで、ヒグマなど有害鳥獣対策を円滑に進めるため、猟友会への対応について、町長の見解を伺います。1点目、令和6年度及び令和7年度現在のヒグマなど有害鳥獣による被害状況と対策に従事する猟友会の出動回数など、その対応状況は。2点目、ヒグマの出没・目撃の連絡があった場合、猟友会との調整など、どのような手順で対応しているのか。3点目、ヒグマの捕獲は、人命にも関わる非常に危険な作業であるが、安全を担保する捕獲対応マニュアル等の備えはあるのか。4点目、ヒグマなど有害鳥獣駆除を猟友会に依存している状況をどのように捉えているのか。5点目、今後、猟友会との連携をどのように強化し、安定的な捕獲体制を維持していくのか。以上5点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、ヒグマ被害対策に係る猟友会への対応は、の質問にお答えいたします。

1点目の「令和6年度及び令和7年度現在のヒグマなど有害鳥獣による被害状況と対策に従事する猟友会の出動回数など、その対応状況は」についてであります。令和6年度の本町における有害鳥獣による被害額は1958万2000円、被害面積は3923.3㎡となっており、そのうちヒグマに係る被害額は30万円、被害面積は1250㎡となっております。令和7年度につきましては、現在、農作物被害調査を実施中であり、最終的な被害額は確定しておりませんが、ヒグマの目撃情報の増加や農作物被害に関する報告などから、昨年を上回る可能性が高いと見込んでおります。次に、猟友会（仁木町鳥獣被害対策実施隊）の出動実績であります。令和6年度は14回、そのうち10回がヒグマ関連の出動となっております。令和7年度は11月末現在で11回、そのうち8回がヒグマ関連の出動となっております。出動件数は近年増加傾向にあり、町としても迅速な対応を要する案件が増えているものと認識しております。

2点目の「ヒグマの出没・目撃の連絡があった場合、猟友会との調整などどのような手順で対応しているのか」について申し上げます。ヒグマに関する通報が入った場合、北海道環境生活部作成のヒグマ対策

の手引きにならい、まず担当職員が現地に赴き、痕跡や行動範囲の確認、通報者への聞き取りなど情報収集を行っております。その後、得られた情報を基に人身被害の恐れや、周辺地域の生活環境、過去の出没履歴などを総合的に判断し、看板の設置や防災行政無線等による注意喚起を行い、必要に応じて箱わなの設置を行っております。

3点目の「ヒグマの捕獲は、人命にも関わる非常に危険な作業であるが、安全を担保する捕獲対応マニュアル等の備えはあるのか」につきましては、ヒグマの捕獲は人命に関わる極めて危険な業務であるため、安全確保は最も重要な要素と考えております。そのため、ヒグマの銃猟による捕獲熟練者がいない本町では、安全確保の観点から箱わなを使用した捕獲にとどめており、危険性の高い銃猟によるヒグマの捕獲は実施していないことから捕獲対応マニュアル等は作成しておりませんが、箱わなの設置に関しても危険が伴う業務であるため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき北海道から発出されているヒグマ捕獲許可取扱方針を遵守し、設置に際しては十分な安全確保に留意しております。

4点目の「ヒグマなど有害鳥獣駆除を猟友会に依存している状況をどのように捉えているのか」についてであります。ヒグマやシカを含む有害鳥獣の捕獲には、国の法令に基づく狩猟免許及び高い専門性、安全管理能力が必要であり、現状として猟友会の支援は不可欠であります。町といたしましても、猟友会員の高齢化や後継者不足を深刻な課題として認識しております。そのため本町では、一人でも多くの有資格者を育成するため、狩猟免許の取得補助を実施しており、猟友会仁木支部の体制強化に向けた取組を進めております。

5点目の「今後、猟友会との連携をどのように強化し、安定的な捕獲体制を維持していくのか」についてであります。現在、北海道猟友会仁木支部の事務局は町が担っており、良好な連携の下、ヒグマ対策を進めております。しかし、近年のヒグマを始めとする有害鳥獣被害増加に対応するためにも、これまで以上の協力体制強化が必要と考えております。今後は、安全装備の支援や、国、北海道、周辺の自治体、警察などとの連携を進めることにより安全で効果的な捕獲体制を構築し、猟友会からの協力の下、町民の安全確保と農作物被害軽減に全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは再質問させていただきます。

只今、ヒグマ被害対策に係る猟友会への対応について、町長より質問事項5点について、それぞれご答弁をいただきました。冒頭でもお話しさせていただきましたけれども、今年度は全道的にヒグマや鹿による被害が過去最高に上っており、特に農作物被害が目立っています。ヒグマの生息数が増えて人里に出没するケースも増え、人身被害が急増しております。仁木町内でも本年度は、先ほだのご答弁にあるように、ヒグマの目撃情報や農作物被害報告が昨年を上回る可能性が高いと見込んでいるということでもありますけれども、幸い本町では、人身被害はないものの、今後、市街地付近に出没する可能性は否定できません。一般のヒグマによる被害状況を町長はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のヒグマの状況について、どのように捉えているのかという質問にお答えいたします。近年、特に本年度はですね、熊による農作物や人的被害がテレビや新聞報道でも多数取り上げられ、早急な対応が求められております。本町でも、年々目撃情報や被害報告の数が増えておりまして、

危機感を抱いているところでございます。最悪の状況を回避すべく、今できることとして最大限努力はしているところではございますけれども、根本的な解決策を講じるにはですね、やはり単体自治体では限界がございます。昨今の国内における被害状況やこれまでの国への働きかけも踏まえてですね、国もようやく動き出してくれましたので、今後の動向に期待しているところでございますし、引き続き自治体としても現場の実態について、国や道に対して訴えてまいりますとともに解決策を見いだしてまいりたいとどのように捉えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当に近年のヒグマによる被害については、全国的に大きな問題になっています。そこで只今町長より、今般のヒグマによる被害状況の把握と、今後の対応についてご答弁をいただきましたけれども、昨年度から今年度にかけて、猟友会の出動回数も約7割がヒグマ関連の出動ですということで先ほどご答弁がありました。ヒグマの対応については、猟友会の支援がなければ難しいと思います。そこで、猟友会の存在について、町長はどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）猟友会の存在についてはですね、私自身12年前に就任したときにはですね、メンバーの数というのは非常に減少しているような状況にありました。それを受けてですね、やはりこのままではなかなか体制を維持することも、また今後いろんなこういった被害があっても対応することはなかなか困難ということを鑑みですね、先ほど申し上げましたとおり様々な支援を行ってですね、今非常に会員数が増えてきた現状でございます。今ようやく体制としてはですね、対応できるような体制になりつつありますけれども、まだまだ若年といいますか、まだ経験が少ないメンバーも多くございまして、やはりこれからベテランの隊員とそして新しく入った若い人たちがうまく融合してですね、これからいろんな知識や又はノウハウを引き継いでいただいて、又は猟友会そのものに対する考え方、そういったものも継承していただき、そういった場を作ってですね、今後も猟友会を維持していただきたいという思いがございまして。また町としても、猟友会の話や又は考えを様々受け止めながら、お互いに連携しながら、今後も協力体制の中でやっていけるような、そんな関係性を築いていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私もですね、最近毎日のようにテレビあるいは新聞等で報道されていまして、ヒグマの被害状況など、それに対する猟友会の活動が報道されて、改めてその猟友会の存在の大きさを実感しているところであります。ですから、次の質問にもそれを反映していきたいと思っておりますけれども、只今、町長の方からもお話がありましたように、猟友会の会員数の推移、これについては、過去の決算委員会等の資料を見ますと、令和2年度では11名であったものが、令和6年度現在では、昨年ですけれども22名に倍増しています。今般、多くの猟友会で会員数が減少する中で、本町では増加傾向にあるということは、近年町が進める狩猟免許取得補助事業の取組の効果によるものとして評価したいと思います。そこで、会員数22名のうち、散弾銃やライフル銃など、第一種狩猟免許を有する会員は今現在何名いらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今のですね、第一種狩猟免許を有する会員は何名いるかということでございますが、先ほど議員仰られたとおり、令和6年度時点22名中19名の方が第一種狩猟免許を取得されている方でございます。

なおですね、令和7年11月末時点ではですね、会員数が29名となっております、そのうち第一種狩猟免許を取得している方は24名という状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）会員数がですね、令和6年度と比較して、令和7年度11月末では22名から29名に増えて、さらに狩猟の第一種免許を取得されている方が24名いるということは、非常に将来的には心強いですし、今後ともその勧誘活動に努めていただきたいと思います。

関連の質問でございますけれども、一般的にベテランハンターというのは、銃を使って狩猟する場合、目安として10年以上、多様な獲物を捕獲した実績がある熟練ハンターを差すようですけれども、本町では、先ほどのご答弁でありましたように、ヒグマの猟銃による捕獲の熟練者はいないということでございますが、では免許を取得してから10年以上の経験のある会員は何名いらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）先ほど議員仰られたとおり、ベテランハンターというのは、一般的に10年以上の経験をお持ちの方、いわゆる銃を持ってですね、鹿などを狩猟している方という認識でお答えしたいと思います。今、先ほど申しましたとおり24名の会員が第一種狩猟免許を取得しているということでございますが、当初ですね、先ほど議員仰られたとおり11名、一番少ないときで11名からですね、24名に増えたんですが、その増えた要素というのは狩猟免許の取得補助を出してですね、免許を取っていただいているという方もいるんですが、移籍により本町に来られた方もいらっしゃいます。ただですね、その方々については狩猟経験がどのぐらいあるかということは私どもも押さえておりません、当初、仁木町内で活動されていた方で、狩猟免許の第一種免許を持っている方で10年以上の方という方は、こちら側で押さえている人数が6名という状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）経験数が浅い会員の方が相当数いらっしゃると思うんですが、それで、猟友会の会員の方皆さんに関連するんですけれども、猟友会の活動にはですね、安全装備や訓練が必要になると思います。それでその対応についてはどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）議員仰せのとおりですね、猟友会の活動というのは、特にヒグマの捕獲等についてはですね、非常に危険を伴うものでございまして、そのためにですね、いろいろと装備品等の準備は必要かと思っております。町といたしましては、緊急銃猟用ということにはなりますが、使用するスプレー・熊スプレーですとか、防護盾、それから無線機等の安全装備について、現在補助制度を使用しましてですね、整備を進めている状況でございます。そういったことでですね、猟友会の安全確保には取り組んでおります。また、訓練や指導ということでございますが、その辺は猟友会の組織に委ねておりまして、町としてですね、訓練・指導等を実施することはございません。猟友会の方ではですね、毎年、年に4回ほどです

ね、鹿の一斉捕獲ということを実施しております、そのときにですね、ベテランのハンターさんの方からですね、新人の狩猟免許を取得して間もない方に指導をされているというようなことでお聞きしております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

非常に危険な作業なので、やはりその辺の安全装備、あるいは訓練は必要になるかと思えますけれども、訓練については、自主的に猟友会の方で本来やはりやるべきものだと思いますし、支援できるものであれば、町の方も支援していただきたいと思えます。

それで、只今の安全に関してですね、関連しますので、ヒグマの捕獲について伺いますけれども、本町では、ヒグマの捕獲は安全確保のため箱わなを使用した確保に留めているということで、ヒグマの捕獲活動には安全対策が必要なことから、町独自の捕獲に関する対応マニュアル等は策定していないが、関係法令等に基づいて安全確保に留意していると、ご答弁でありましたけれども、これらの安全対策について、猟友会とはどのように共有しているのか、伺いたいと思えます。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）当然ですね、箱わな等の設置については、猟友会の有資格者が立ち会わなければならない。また、責任者としてですね、箱わなの設置については猟友会のハンターがその対応に当たるということで、箱わなの設置については先ほど来、答弁で申し上げているとおりですね、いろいろ状況を鑑みてですね、周辺の地域だったり、人の出入りというか、どのぐらいの人流があるのかとかそういったことを綿密にですね、猟友会の狩猟免許取得者・ハンターと打ち合わせをした上で、どこにどのように設置するか、又は餌はどういったものが良いのか、そういったことでいろいろとですね、町と猟友会の会員とですね、綿密な打ち合わせをした上で設置を行っている状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その際ですね、箱わなを設置するという事は、そこに熊が出没していますよということのお話ですから、その前提で箱わなを設置します。箱わなを設置する際、熊が出てきたらどうするんでしょうか。これは非常に危険だと思うんですね。ないとも言えないと思えます。課長の方から仰ったように、猟友会とも打ち合わせしながら、一緒に同行をしていただきながら当然設置されていると思うのですが、今まではなかったから良いんですけれども、その辺の対策・対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）議員仰せのとおりですね、確かに箱わなを設置する際もヒグマに襲われる可能性は考えられると思えます。ただ、その辺はハンターについても町職員についてもですね、十分理解しているつもりでございまして、設置の際も細心の注意を払って行くと。ただ、物陰だったり、草陰に隠れている熊はですね、見つけにくい部分もありますので、そういった場合は緊急的に銃撃をしていただくことになろうかと思えますので、そういった緊急回避的な方法しか現時点ではですね、考えられないという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）十分安全に留意してほしいと思います。

それで、警察がですね、例えば同行するという場合は、どんな場合なんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）通報が入った場合ですね、町に入る場合と警察に入る場合がございます。警察に入る場合は当然警察も立ち会うんですが、町に入る場合、場所とかですね、環境、例えば住宅が近かったり、公共施設、人が集まるところに近いというような状況にはですね、警察とも情報を共有した上でですね、一緒に現場の方を見に行くというようなことをしておりますが、全てですね、警察に立ち会ってもらうということはありませんので、警察の状況としては以上のような形で対応いただいております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）猟友会の方に聞いた話なんですけれどもね、やはり箱わなに捕獲した熊でもですね、相当怖いそうです。やはりそれを駆除して一発命中すればいいんでしょうけれども、そうしない場合は本当に、これ駆除、死んだのかなというですね、その確認が非常に怖いそうです。ですからその辺もですね、やはり当然町の職員も、町長ね、一緒に同行するわけですから、猟友会だけが被害に遭うわけではないですから、その実施隊の中には、副会長が課長になっていきますのでね、確か。それでそれも十分留意してですね、その安全対策には万全を期すようにですね、町長の方からもですね、しっかりその辺は周知してほしいと思います。

次にですね、猟友会の抱える課題の一つに、活動費や報酬に関する問題があります。活動費や報酬については、猟友会の皆さんもそのボランティアによる社会貢献の要素が強いということで、なかなかその公の場ではお金のことは言いづらいという部分もあるようです。先ほど来言いましたように本当にこう危険が伴う活動であって、しかもその掛かる経費の自己負担も多いというんですね。本音では報償費等を上げてほしいという意向もあるようです。そこで、報酬等の見直しについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）猟友会の報酬の件についてでございますけれども、今現在は、日額1万円、実施隊に対して支給しておりますけれども、他町村と比較しても、今適正な水準でやっているところでございますけれども、議員仰るとおり、今は危険度も増して又は出動回数が増えていくなかなか経費もかさみ、そういった、生業を持っている隊員の皆さんがですね、そういった部分で時間や労力や又は経費がかさむとなかなか今後活動に影響が出てしまうという部分も懸念していますので、そういった部分も含めてですね、今後猟友会の皆さんといろいろ話し合いをしてですね、協議をしながら、必要なものは町としても措置をしていく、そういう考えで進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そこでですね、やはり有害鳥獣対策を推進する上で、町と猟友会の連携がこれ非常に先ほど来、答弁にありますように、これは非常に重要になってきます。そこで町は猟友会と定期的にミーティングなど、行われているのか、そして意見交換など、されているのか伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）定例的な会議というのは設けてございませんけれども、やはり先ほど来、お伝え

しているとおりですね、ヒグマ等の出没に対しましてはですね、支部長、副支部長にすぐに連絡を入れてですね、こういった対応をすればいいのかというような連携をですね、密に取っておりますので、その辺の連携は十分とれていると認識しております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）先ほど言ったようにですね、報酬等のお話もさせていただきましたけれども、やはりそういった本音で話し合える場、猟友会と本音で話し合える場が私は必要なのではないかと思うんですね。ですから、その辺も十分検討されてですね、適宜、特に今般、これだけ熊の被害も多いわけですから、今年の漢字も熊です。それだけ今年は熊に悩まされた年だと思います。ですから、その辺はしっかり構築してほしいなと思います。

そうすることで、次の質問なんですが、これ、いろいろ報償費の他にもいろんな今後の先ほど町長言ったように担い手の関係も出てきますし、いかにそれを解消していくか、今抱えてる問題を。それは町長どのように対応していくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）総体的にお話しさせていただきますけれども、今これだけ被害状況が昨今増えてきた中で、従来の行政と猟友会だけの関係ではなかなか難しい、そんな状況に追い込まれているのも事実であります。各自治体、かなり被害が多い自治体等も見ていると、やはりそういった部分では危険度が多い中で猟友会との関係性というものをやはり非常に構築できず、なかなか難しい状況に発展しているところも報道等で目にしていますので、そういう最悪な状況を避けるためにはですね、事前にやはりそういった部分ではお互いに連携を密にしながら、情報共有しながら対応策をですね、考えていかなければならないというふうに私自身思っているところでございます。都市部とやはり地方の行政ではやはり規模も違いますので、そういった対応をするにあたって人材という部分ではなかなか難しい問題も出てきます。例えば、いろんな、ガバメントハンターと呼ばれるような人材を受け入れるような地域もあれば、それができないような地域もあったりとか、そういった部分で本町としても自分たちでやれることは努めてまいりたいなというふうに思っているところでございますけれども、冒頭お話しさせていただいたとおり、単体自治体ではなかなか限界があるところがありまして、やはりこれは将来的には私は広域的にやることも必要であるというふうに今考えておりまして、そういった部分は、今国や北海道に対してそういった部分を要請をして、これまでも要請してきたところでありますし、今後もそういったところをですね、強く発信してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長に先に答弁されましたので、今、ガバメントハンターについてちょっとお聞きしようと思っていたんですが、今後人口減少に伴ってですね、猟友会の会員数も減少することも懸念されます。そこで猟友会に依存するだけではなく、狩猟免許を持つ自治体職員、いわゆるガバメントハンターを育成・配置する動きも出てきています。このガバメントハンターの導入については、今町長が仰ったとおりですが、今は良いんです。将来的に渡って町長はどうお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先に言ってしまって申し訳ございませんけれども、ガバメントハンターについてで

すけれども、代表的に先駆けてやっているところであれば、長野県の小諸市というところですね、ガバメントハンターを導入してやっているんですけれども、メリット・デメリットという部分で申し上げますとメリットという部分では職員がそういった職務を担っておりますので、迅速に対応できるという、作業工程が非常に短くすぐに作業にかかれるというメリットがあります。デメリットという部分ではですね、やはり職員がやっているという部分で、なかなか専門職であればいいんですけれども人事異動等になってですね、その役割を担えなくなるケースも出てきます。そういった部分で非常に難しいというデメリットの話もお聞きしていますので、そういったことを加えて考えながらやらなければいけないなというふうに思ったところがございますし、これを先ほど申し上げましたとおり単体自治体でそこを受け入れるというのはなかなか難しいので、やはりこのエリア、例えば北後志地域で、そういう人材を確保しながら広域的に個体調査をしてもらったり、被害があったら対応してもらおうとそういうような仕組みづくりをですね、できれば一番最適な解決方法につながるのではないかなというふうに私自身は捉えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

あと5分ということなので、このガバメントハンターについてはある猟友会の会長さんが言っていましたけれども、やはり小さい規模の自治体は難しいのではないかと。やはり町長が仰ったように広域的にそういう方を雇って、それを皆さんで共有しながらやる方法が一番良いのではないかと、財政的にもという話をしていました。私もそのとおりだと思いますね。ですから当面は猟友会の方と連携を取ってやってほしいと思います。

それで最後に、これはちょっとかなりハードルの高いお話でございますけれども、先ほど、熊の個体調査の話も出ていましたけれども、今はドローンによる個体調査というものもぼちぼちやられているようなお話が出てきています。まず、仁木町独自で個体調査なるものを行っているのか、しているとすれば将来的にドローンを導入して、今すぐではなくてもですね、そういう検討もしていく必要があるのではないかと思いますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）調査の方についてお答えさせていただきますが、まず、結論から申しましてですね、ヒグマの出没地点については地図上に落としてですね、どこに何頭出たということは押さえているんですが、もともとどこから来て、どこに巣があってとかそういうような調査までは行っていないのが現状でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ドローンの活用についてはですね、個体調査をより精査するには非常に適しているものだというふうに町としても認識しておりますし、ただ、今後それを活用するに当たって、やはり先ほど来申し上げましたとおり、熊というのは一つの山に留まっているわけではないので、やはり移動すると思いますので、単体自治体だけで個体調査をしてもなかなか精度としては低いものなのではないかというふうに私自身は考えています。ですからこの辺エリア全体として広域的にそういったことも含めてですね、対策を組めるような、それはドローンを活用してとか、そういうことにつながればいいのかというふう

に私自身も考えていますので、そういったことも含めてこれから国や道に対して訴えていきたいなと思っていますところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ドローンの導入活用については、町長が仰るようにですね、これも広域的に対策を講じないと、熊もどこから来たかの色分けがないですから、わかりませんものね。ですから、そういうものも含めて広域的にこれはやっていく部分、対応していく部分なのかなと私自身も思っていますし、あるいは道の方の取組も当然出てくると思いますが、それらも連携しながら、ぜひ必要であればドローンを町として活用して、あるいは広域的に活用して、その辺の検討をお願いしたいと思います。

いずれにしても、今後とも熊あるいは鹿の問題もそうですけれども、猟友会の活動の支援、それらを通じて連携を図っていただいて、町民の安全の確保と農作物への被害の軽減に今後も努めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に『町営墓地の現状と新たな取組は』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）先に通告いたしました、町営墓地の現状と新たな取組は。

第6期仁木町総合計画において、合葬墓の設置数を令和12年度までに1基と目標指標に設定しており、かつ、町民アンケートも実施し、町としても調査を進めていることと思います。

本年10月、千葉県四街道市において、合葬式墓地に係る総務経済常任委員会先進地研修視察を実施し、核家族化や少子高齢化の進展に伴い、墓地の継承者がいない方でも安心して利用可能な新たな方式の墓地に対する需要は、人口の多少に関係なく、合葬墓の設置は急務であることを実感しました。

本町の墓地は、町内5か所に点在し、墓地の管理は町が実施しております。墓地の使用許可や設置区画も条例等で定められていますが、近年、墓地の区画使用権利は祭祀承継者が絶たれている状況が見受けられ、今後の対応策が求められています。町として、継承されていない墓地の実態調査等の状況と今後の対策は考えているのか。また、令和12年度までに1基の合葬墓を設置する目標指標を掲げていますが、実際にお墓の形式を、通常合葬又は直接合葬のどちらで考えているのか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、町営墓地の現状と新たな取組は、の質問にお答えいたします。

ご質問の前段「継承されていない墓地の実態調査等の状況と今後の対策」についてであります。本町においても人口減少や家族形態の変化が進む中、お墓に関する意識と合葬墓利用への関心が高まっているものと考えております。一方で、現在の墓地環境につきましては、ご指摘のとおり、祭祀継承者が町内にいないなどの理由から、複数年管理に来ていないと思われるお墓も見受けられます。仁木町墓地設置並びに管理使用条例施行規則第4条の規定では、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者に継承することができる旨とその手続きを定めておりますが、納骨時や墓じまいといった手続きに合わせて届出があるというのが実態であります。

町側の調査であります。比較的新しい区画エリアでは、規則的に配置されていることもあり、台帳及び図面の整備が進められているものの、町の区画割りより以前から使用されてきたエリアでは、不規則に

設置されていることや、墓石かどうか判断できないものもあるなど、調査や管理に苦慮しており、思うように進んでいない状況であります。また、使用権の消滅につきましては、同規則第8条第1項において、「使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき」、「使用者の住所が20年以上明らかでないとき」に消滅することを定め、第2項では、この場合、町長は埋骨やその他の物件を一定の場所に改葬又は移転することができる旨を定めておりますが、お墓の有する永続性や宗教的感情を尊重する意味からも慎重な手続きが課せられているため、整理を進めてきていないのが実態であります。今後におきましては、引き続き平穏な墓地環境の維持に努めるとともに、必要な手続きをお知らせし各種届出を促すなど、墓地情報を滞りなく管理していく方法について調査研究してまいります。

後段の合葬墓に関するご質問の「形式を、通常合葬又は直接合葬のどちらで考えているか」について申し上げます。現段階では、本質問で通常合葬とされている屋内に納骨棚を設け一定期間合葬する方法ではなく、屋外の地中に「カロート」と呼ばれるコンクリート製の箱を設置し埋葬する方法、本質問で直接合葬とされている方法で検討をしております。なお、不特定多数のご遺骨を混ぜ合わせるか、納骨袋に入れてから埋葬するかにつきましては、引き続き検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）この合葬墓に対しては、以前にも同僚議員が2年ほど前に質問をされておりますが、調査が進んでいると思います。

再質問をさせていただきます。町内墓地の5か所の状況を伺いたいと思いますが、墓地管理対応はどのようにされているのか、墓地内の雑草、立木等々の整備は依頼をされているのか、行っているのかその辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）私の方からご答弁申し上げます。

お墓のですね、維持管理につきましてはですね、ご案内のとおり委託業務を発注しております。仁木・砥の川・然別においてはですね、町内の業者、それから、大江につきましては地域に墓地管理会がございましてのでそちらの方に、銀山につきましては最寄りの寺院の方に委託を出しているという状況でございます。作業の内容でございますけれども、草刈り、それから供物の撤去、そして定期的な見回りということでございます。また、仮設トイレがあります仁木については、トイレの清掃等ということで含めております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）答弁をいただいた中で、この現状を見る中で、地域的に墓地の敷地周りに接するところは私有地となっていると思いますけれども、この立木としては、もう非常にこう伸び過ぎているという。これがもし、お墓にでも倒れて被害を及ぼすおそれがちょっと見られるのかなという感じも受けたので、その処理や判断は町がするのか依頼されている方がされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）ご指摘のとおりですね、墓地周辺の環境ということではありますが、墓地にもですね、一定の面積がございまして、墓地の中に樹木が立っている場合もございまして。また、隣地につきましてはですね、私有地でございまして地目については山林ですとか、雑種地、原野というような状況なの

かなというふうに捉えているところがございます。管理の状況についてはですね、管理者、管理をお願いしている方からの情報提供、それからお墓を利用している方からの情報提供等でですね、都度対応していくというような流れで進めているところがございます。周辺ですね、立木についてはですね、今のところ持ち主さんをお願いをしているような状況で、町からですね、働きかけ等を依頼するような場面にはなっていないというところがございます。墓地内の立木についてはですね、定期的に伐採作業を行っている経過がございますが、墓地内であってもですね、やはりお墓を利用している方がよりどころとしてですね、植えているというような場合もありますので、その辺はですね、慎重に対応していかなければいけないというふうに判断しているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○5番（野崎明廣）説明をいただきましたけれども、この周りの立木においてはちょっと危険性があるということで、これは所有者が伐採をしてくれるのか、やはり町がお願いをして切らせてもらうのか、その辺の対応としてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）緊急避難的なものでいきますと、現地を確認して対応ということになってくるかなと思います。持ち主さんの山林としての管理ということであればですね、持ち主さんの管理の状況、それぞれ計画があろうかなと思いますので、その辺についてはですね、やはりケースバイケースの対応になるのかなというふうに認識をしているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

この辺においてはケースバイケースということですので、町としても確認した上で、やはり危険性を及ぼすかもという点においては、やはり早めな確認・処置をしていただければという感じもしております。各地域のお墓において引き継がれる方が見受けられない。非常に町としても苦慮されているとのことですが、地域的には何基ほどあるのか、実態をつかんでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）ご指摘のとおりでありまして、数年来、来ていないなということでお見受けしている場所もありますが、法的に基づいたですね、無縁墓碑だということで特定しているようなものについては今のところですね、ないということであります。現段階ですと、各地域の基数をカウントしたりですとか、あと特定作業と言われるような看板を立てたりとか、そういう作業についてはまだ行っていません。現地を見てですね、今年は来ておられないなとかということでもってですね、把握は、見て回るというような程度になっているというところがございます。アクション的にはまだ起こしていないという状況でございます。総合的な墓地の環境、平穏な環境に維持できるようにですね、見回り等は進めていると。また、共有部分の通路等については草刈り等をですね、しっかり行ってということで管理に努めているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）説明をいただいた中では、法的には今のところ、そういうようなところは見受けられないというような判断とされていますが、今後も看板なども設置されていくというお話もされております

が、その看板設置ということに対しては、やはりそういう20年近くお参りがされていないというようなところは、多少なりとも見受けられているのかなという感じがしますが、実際にお墓なのか、また、そういうただ置かれている墓誌系のものなのか、そういうものに対する確認もきちんとされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）ご指摘のとおりでありますけれども、町史をひも解きますと、やはり開拓期から使っているエリアになってございます。町にですね、寺院ができる前から開拓されてきた先輩方が相互にですね、これらの場所を使って申ってきたというところでありまして、墓石が相当古くからあるもの、又は石を積み上げているようなものもあり、地域によってはですね、馬頭観音さんがあったりしますので、当時の農耕で使っていた馬等もですね、そちらの方に埋葬されているのではないかとということで先輩方からお話を伺ったことがあります。これらを含めてですね、やはり古くからある区画、町が区画を割る以前の区画の場所についてはですね、やはり状況をしっかり見ながら判断していかなければいけないのかなというふうには考えております。なかなかご指摘のとおり難しい状況の場所もあるということでご説明といたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）いろいろな農耕馬とかそういうものも埋葬されているのではないかとのお話ですが、町営墓地として、古いお墓ほどこういうような実態が起きている。引き継ぎが見受けられないようですが、近年そのようなことは全く起きていないということですが、実際にお墓があって、お寺さん、檀家さんのつながりも絶たれてしまって、全く分からないところが点在するのかなどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）見る方によってはですね、墓石を見ると宗教だったり宗派だったりというのが一定程度判断できる方もいらっしゃるのかなというふうには拝察いたしますが、町でですね、管理している台帳、それから情報ではですね、使用者の方の宗教、それからお寺の情報ですとかについてはですね、持ち合わせていないということでもって、説明をさせていただきます。それに伴ってですね、町の方でそれらが絶たれているかどうかという点についてはですね、その辺も把握できないというような状況であります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）古い墓地においては、把握できていないという、誰のものなのかも分からないという点が見受けられるということですが、町営墓地は約970基ほどのお墓があると伺っています。今後、継承する手続をされていない、また高齢でできない方の対応としてどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）ご質問でございますけれども、今後の対応ということであります。

三つほど考えられるかなということでありますが、まず継承の関係の手続の周知ですとか、それらの流れ、仕組みをですね、徹底をしていくという点の一つ。それから、先ほど来お話があります継承できてい

ない場合、できない場合の最終的な整理、法に基づく整理の方法、そしてご質問のお題にもなっておりますが、合葬墓の整備によってですね、受皿となる選択肢を増やしていくというような流れかなというふうに捉えているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

今回、アンケート調査を踏まえ、合葬墓は必要ですと答えられた方が60%、その中で引き継ぐ方がおられないなどの回答をされています。今後さらなる各地域の区画、合葬墓管理対応が今後求められると思われませんが、町の職員として対応が可能な範囲なのか、また指定管理に体制を進めていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）これまで議会等でですね、進められてきた議論については、職員直営で管理していく前提で進められてきていると認識しております。今後の検討におきましても現段階ではですね、町の直営の管理ということを前提にしてですね、種々検討を進めているという状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町として直営で管理していくという方向性が持たれているということですが、この町営合葬墓の設置として、新たな用地、この選択をされているところがあるのか、又は駐車場も含まれた考えまでされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）用地の関係でございますけれども、現状ですね、墓地の敷地内、仁木墓地の敷地内ということでもって候補地を今選定しているというところがございます。その他の土地を求めていくとなりますとですね、やはり地目の変更から墓地としての許可行為が必要になってきますので、それらのもろもろの法的に定められた手続と時間的なスケジュール、そういうのも含めながら判断して、既存のですね、墓地の敷地内で設置するのがスムーズに進行していくのではないかなということで今考えているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）仁木の墓地内の敷地ということですが、仁木の墓地内の敷地となると駐車場も整備されている場所となると、火葬場の周辺という、空き地も考えられているのかなという感じもしますけれども、駐車場のすぐ下側のちょっと段差が付いているんですけども、あの場所においては、もともと火葬場の跡地であったのではないかなと思われそうですが、用途としては、そこが合葬墓地として利用する可能性はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）議員仰られるとおりですね、火葬場の駐車場の一段下の部分、元の火葬場のあったところ、当時火葬場を廃止した際にですね、先輩方が地目を墓地に変えておりますので、現状今、墓石はありませんけれども、墓地の敷地ということで管理をしている場所でございます。ですので、仮にあそこを候補地として進めていくということであればですね、比較的スムーズに進んでいくかなということ

で今捉えているところでございます。上段のですね、火葬場の駐車場についてはですね、宅地ということになっておりますので、あの辺についてはですね、それぞれの地目を勘案しながら進めて、検討していくというような段取りが必要かなというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）いろいろ変更、墓地に変更されたり、駐車場の周りについてもいろいろ調査をされているということですが、現在の駐車場用地として、十分間に合う部分の駐車場なのかなという、ちょっと心配もありますけれども、その辺は今後の調査の中で車が駐まっても十分利用できるという形の中で考えていただきたいと思います。

この町営合葬墓として、先ほども直接合葬墓の構想のお考えですが、直接合葬墓とするか、専用の納骨袋に収め埋葬する方法とされるのか、今後の検討とされるということですが、今回の研修地においても故人の埋葬を配慮された納骨袋に収める新たな方法として取り組まれておりましたので、その辺、前向きな調査・検討をしていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課（本多弘一）議員、仰せのとおりですね、北海道で先行して導入された自治体においては、最初の初期の自治体においてはですね、やはり皆さんのご遺骨が混ぜ合わされるような、いわゆる昔からの北海道の埋葬方式、入れてならしてというような方式の自治体が多くあるという実態でありますけれども、最近ではですね、やはり、入れる方のお考えも配慮するというような形でですね、専用の袋に入れて管理をしていくという自治体も出てきているというふうに調査を行っております。町としましてもですね、その辺、引き続きですね、検討をしながら、やはり管理の仕方が少しずつ違いがありますのでその辺も含めて、あとは法的なトラブル、後々のトラブルだとかということもですね、様々かと思えます。入れてしまってもですね、戻してくれと言われてもですね、戻せないというようなことも想定されますので、その辺の事例等も勉強しながらですね、最終的には判断していく。今の段階では、やはり新しい形、配慮した形が必要なのかなというふうには担当としては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ぜひとも、今新しいところではそういうような配慮をされて、新たな埋骨方法をされているという方式がありますので、その辺、十分酌み取っていただければという思いでおります。

最後になりますけれども、合葬墓、継承されていないお墓、無縁仏の対応として町長にちょっとお伺いをいたしますが、合葬墓は令和12年度の計画となっておりますが、これを1年でも2年でも早めに着手するお考えがあるかどうか。さらに長年継承されていないお墓の対応は、将来的に周りのお墓に対して配慮も必要ではないかなという感じがしますので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）合葬墓の設置につきましては、議員の仰るとおり総合計画には、令和12年を目処に設置する方向で検討しておりますけれども、私自身今回4期目の公約としても、この合葬墓の部分はですね、謳っておりますので1年でも早く設置できるような形で、今後動いてまいりたいというふうに思っているところでございます。

先ほど来、お話があります継承されていない無縁墓に対する町としての対応という部分もですね、今後ど

ういう形でそれを整理できるのかということもですね、負担増になる部分もございますので、やはりしっかり慎重に対応していかなければ、できない問題だというふうに思っていますし、無縁墓というぐらいでありますので、これを辿っていろいろ調査するにしてもですね、職員ではなかなか時間がかかる、非常に厳しい部分もございますので、これを委託をかけて調査してもらうことは果たしてそこまで町として負担をかけてやる必要があるのかどうかも、そういったことも含めてですね、検討していかなければならない事項だと思っていますので、無縁墓の継承の部分に関してはですね、合葬墓とはまた別にですね、今後の長期的に長いスパンでこれから対応策については考えていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

少しでも町民のアンケートを重視した中で、少しでも早く取り組んでいただきたい点と、また敷地、墓地の場所という点については早めの取組をしていただきたいなという感じがしていますので、何とぞ、今まで住んでおられた方々のお墓ということで、配慮をしていただければという感じがします。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8・一般質問を続けます。『待機児童対策について』以上1件について、前田議員の発言を許します。1番・前田議員。

○1番（前田春奈）私からは、待機児童対策について、質問させていただきたいと思います。

第6期総合計画では、「町民に健康と安心を」を政策の目標に、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを図るため、必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進しております。本町の子育て環境は、日々改善されていることを実感しておりますが、子育て支援をさらに拡充し、「仁木町なら安心して子育てができる」と思ってもらえるような取組が必要であると考えます。子育てを取り巻く環境は、近年急速な変化を遂げており、核家族化・共働き増加によって、保育需要が高まっております。その中で問題になるのが待機児童問題です。待機児童問題の解消こそ安心して子育てができ、子どもが健やかに安心して育つまちづくりを実現でき、第一に取り組むべきことであると考えます。

そこで、子育て世代の代表として、次の事項についてお伺いします。1. 令和7年12月1日現在の年齢別入所児童数は。2. 待機児童の年齢別児童数は。3. 待機児童の解消に向け、どのような対策を講じているのか。お答えをお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）前田議員からの、待機児童対策について、の質問にお答えいたします。

1点目の「令和7年12月1日現在の年齢別入所児童数は」についてであります。町内保育施設では、

にき保育園が0歳児5名、1歳児11名、2歳児7名、3歳児8名、4歳児16名、5歳児13名の計60名、大江へき地保育所は3歳児1名、4歳児1名の計2名、銀山へき地保育所は2歳児1名、4歳児3名、5歳児1名の計5名となっております。

2点目の「待機児童の年齢別児童数は」について申し上げます。令和7年12月1日現在待機児童はおりませんが、潜在待機児童数は0歳児5名であります。なお、潜在待機児童とは、他に利用可能な保育施設があるにも関わらず特定の施設のみを希望している場合や保育所等に入所を申し込んだが入所できず、やむを得ず認可外保育施設等を利用している児童のことです。

3点目の「待機児童の解消に向け、どのような対策を講じているのか」につきましては、現在、配置基準が最も厳しく多くの保育士を必要とする0歳児の入所希望が多いことや、町内保育施設において、保育士の退職や育児休業の取得など、保育士が不足していることにより、入所を希望する児童の受け入れができない状況が発生し、潜在待機児童が生じていると認識しております。町といたしましても、従前より保育事業者と連携し、処遇改善の支援などを通じ、保育人材の確保に向けた支援に努めているところですが、新年度に向けては、人材の確保の目処がついたと伺っており、今後、潜在待機児童の解消が図られていくものと考えております。今後におきましても、同様の事態が生じた場合に備えるため、これまでの取組に加え、町が主体となって先進市町村での事例や人材確保に向けた仕組みや制度について調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・前田議員。

○1番（前田春奈）今の町長のご回答から現在待機児童が5人いるということで、人材の確保の目処が立っているということで今回については、待機児童の解消がされるということで理解をいたしました。

それでは再質問させていただきます。今回新たに採用された方について、にき保育園で働くことを選んでいただいた理由は把握されていますでしょうか。というのもですね、現在全国的な保育士不足の中で、お隣の余市町でもたくさんの待機児童が出ていると聞いております。余市町でも保育士は引く手あまただと思いますが、その中でもにき保育園を選ばれた理由をぜひ知りたいのですが、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）現在ですね、にき保育園を運営いただいている、よいち福祉会による処遇面の充実や働きやすい環境づくりを含めまして、長年地域福祉を担っていただきました法人の運営体制そのものが安心感につながっているものと考えてございます。また、令和6年から供用開始しております、仁木町すこやか子育て支援センターの新しい施設によりまして、ハード面での環境が充実したことや、本町の移住対策や子育て施策といった総合的な魅力が選択につながったものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）只今の回答で、よいち福祉会が働きやすい環境づくりだったりとかをしていたり、ハードの整備、きれいなところで働けるといところが魅力であるということで理解いたしました。これはとても素晴らしいことでありまして、よいち福祉会の方の努力もありますし、仁木町でそういうハード面を整えたという一つの成果でもあると思うんですけども、ただ今回、保育士不足による待機児童が発生

している事実があるので更なる人材採用への取組が必要だと強く感じております。現在、よいち福祉会に委託はしていると思いますが、町の一助が絶対に必要だと感じております。なので、人材確保についてよいち福祉会と更に強い連携が必要だと思うんですけども、定期的に打ち合わせだったりとか、そういう情報交換というのはされているのでしょうか。また、されているのであればどのくらいの頻度でされているのか教えてください。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）よいち福祉会との連携といいますか、情報交換の状況ですが、そういった情報交換会というような定期的なものではございませんが、随時ですね、現在保育いただいている状況ですとか、双方で情報交換をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）随時情報交換していただいているということで、おそらく必要なときにやっていただいていると思うんですけども、令和元年12月の一般質問でですね、磨元議員が幼児教育・保育における負担の軽減の課題について、保育士確保に向けての策について質問されております。その際、町側からの回答で「保育士養成就学資金貸付制度だとか、他の町村では奨学金を借りた場合に町に就職した場合の返済免除や補助金等も行っている町村もありますので、そういう他市町村の事例を参考に今後も調査・研究を行っていきたいと考えております。」との回答がありました。その後、調査・研究の進展はいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）先ほど町長が答弁しましたように、新年度に向けて人材確保の目処が立ったところでありまして、現時点では直ちに町独自の新たな補助制度等を創設する考えはございませんが、今後ですね、安定的な保育体制を維持するために運営いただいている法人と連携しまして、人材確保の動向を注視しながら、必要に応じた施策の調査研究を継続してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）そうですね、新たに施策を検討はしないということだったんですけども、やはり保育士確保というのは大変困難な課題であるということは重々承知しております。その出生数によっては多分年度によってむらがあると思うんですけども、例えば15人以上の出生数が数年続いた場合だとか、2年以上続いた場合、今回と同様に待機児童が発生する可能性はあるかと存じます。その際に少しでも働きたい子育て世代のお父さんお母さんのために、受皿を増やすための保育サービスの更なる充実を進めていく必要があるのではないかと考えております。現在、仁木で行われている保育サービスは様々なものがあると思うんですけども、直近の年度でニーズが高かったサービスをぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）保育所、保育園以外の保育サービスとしましてはですね、一時預かり事業、これにつきましては家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児につきまして、保育所、幼稚園、その他の場所において一時的に預かると、そういった事業がメインとなってございます。以上ござい

います。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）直近の年度で、この一時預かりの実績を教えてください。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）令和7年度本年度につきましては、一時保育事業の実績はございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）一時預かりのニーズが高いということだったんですけれども、実績は今年度なかったということなんです、今現在仁木町では実施はしていないんですけれども、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業（通称・ファミサポ）ですね、があるかと思います。第3期の仁木町子ども・子育て支援事業計画、これはホームページでも公開されていると思うんですけれども、こちらの第6章の事業計画において、確保方策の考え方というところで、本町ではファミサポの当事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。また、量の見込みとして利用ニーズもありませんでした。本町では、提供体制の確保が難しく、現状では事業を実施しておりませんが、今後検討を行いますというふうに記載されています。こちらはニーズがなかったということなんですけれども、本当になかったのかなというのがちょっと疑問でして、というのも、同じく第3期仁木町子ども・子育て支援事業計画でアンケートを実施されていると思うんですが、こちらの教育・保育事業の利用意向（就学前児童）のアンケート結果において、ファミリーサポートセンターを利用したいと回答した方は全体の約8%ということで結果が出ていて、確かにこの数字だけ見ると少ない数字なので、ニーズがないのかなというふうに思うかもしれませんが、次の一時預かり等の利用意向についてもアンケートがありまして、こちらについては利用したいが約45%になっているかと思います。こちらについては保育所の一時的預かりというサービスなので、ファミリーサポートセンターと事業内容は違うと思うんですけれども、現在多分、保育所は、先ほどの回答にもありましたが、定員いっぱいですよ。まずこれ一つ確認なんですけれども、保育所の定員がいっぱいの場合、保育所での一時預かりというのは可能なんですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）基本的にはですね、定員がいっぱいだと保育士等もなかなかですね、そちらの方に手が回らず難しいところではございますが、保育所で扱っている年齢のですね、構成ですとか、それによりまして、何歳児は何人、保育士一人につきという部分がありますので、そこはですね、保育所の現在入所する状況を踏まえて保育所の方で判断するということになってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）それでは、今にき保育園が60名いるということで、これは定員いっぱいだと思うんですけれども、大江へき地保育所は2名、銀山へき地保育所は5名という形になっているんですけれども、例えば0歳児の一時預かりをお願いしたいとなったときに、まず、現状にき保育園が一時的預かり可能なのか、また大江と銀山それぞれどちらも可能なのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいです。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今の質問でございまして、大江へき地保育所、銀山へき地保育所につきまして

は、0歳児からの入所はできなくてですね、1歳児からの入所となっております。以上でございます。

失礼しました。一時預かり事業はできないことになっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）一時預かりできないという理由は、定員には満たしてないけれども先生の数足りていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議員ご認識のとおりでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）やはりそうですね、今現状できないということで、やはりその場合、ファミリーサポートセンター事業の必要性が出てくるのではないかと感じております。そうすると今回そのアンケートで数字には出てきてはいないんですけども、潜在的なニーズというのはたくさんあるのではないかと感じております。なので、町としてはこのように一時預かりができない可能性がある状況を含め、ファミリーサポートセンターの事業を進めていく予定はあるのかないのかというところをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）ファミリーサポートセンターにつきましては、議員仰せのとおりですね、本年3月に策定しました第3期仁木町子ども・子育て支援事業計画で、利用ニーズがなかったというところがございます。このファミリーサポートセンター事業につきましては、本町のような規模が小さい自治体におきましては、担い手の確保ですとか、運営体制の確立といった多くの課題があるということですので、整理した上で、近隣自治体との連携ですとか、既存事業の活用などを含めまして、本町の実情に合った導入の可否について、引き続き調査・研究をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）そうですね、担い手の確保というところがかなり大変だということは感じております。今回、待機児童が解消されますが、これから人口を増やしていきたい、移住を促進している中で今後出生数が増える可能性もあるかと思っております。子育てをする家庭で移住されてきた家庭もあり、近くに祖父母だったりとか頼れる人がいない方たちもたくさんいらっしゃいますので、私の耳にも、実際早く働きたいが保育園に入れずに、また他も余市町もかなり待機児童が出ているということもありますので、他に預けられる環境がなくて困っているという話もよく耳にしております。なので、働く子育て世帯のお父さんお母さんが安心して子どもを育てるまちにさせていただくために、ぜひ早急にこのファミリーサポートセンター事業、人材確保もそうですけれども、調査研究の方を進めていただきたく存じます。

また、今回の待機児童や保育サービスの充実についての課題はやはり一貫して人材不足なのかなというふうに感じております。更なる制度の充実が必要なのかなというふうに考えておりますが、例えば子ども室内遊戯施設（はれっば）というところで有名な南幌町については、保育士等の就労支援事業として採用新規就職祝金として5万円に加え、町内に住所を置いている保育士さんに関しては月額2万円の補助、町外でも1万円の補助を支給している事例もございます。移住者の人口増加率が全国一位となっているのも、やはりこのような制度が一点、有効になっているのかなというふうに感じております。なので、今後更に

働きやすい環境にしていくため、どんなまちづくりが必要なのか、どんな環境づくりが必要なのか、また町外にも更にPRしていく必要があると強く感じております。こちらについて、ぜひ町長の見解をお伺いできればと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）全般的に保育士が働きやすい環境とはどういうものなのかという部分でお答えいたしますけれども、今の時代背景として、本町に限らず近隣町村もそうですけれども、子どもに対する支援というのは非常に手厚くなってきております。そういった部分で今まで保育所を利用していない人も利用することができるようになりましたし、そういった部分で待機児童が出ているケースも正直ございます。そういった部分でいきますと、本町に置き換えますと、先ほど答弁で申しましたとおり、人材は何とか確保できている状況ではあるんですけれども、運営側の問題という部分で、やはり安定的に子どもが出生する推移がないとですね、子どもの出生数の推移が安定しないと、非常に人材を確保したくても長期的にその保育士を採用して、一時的な需要によって対応しても将来的にはなかなか余してしまう、そういった懸念もあることからですね、なかなか採用するに踏み切れない部分も正直なところがございます。ですから、地方の実態と都市部の実態という部分では非常にこれも難しいところがございまして、地方は地方の悩みがあって、都市部や都市部の悩みがあってですね、あるいは地方の悩みとしては今こういったことが、町としては課題としてありますので、そういったことを解決していかなければならないのかなというふうに私自身も思っています。働きやすい環境づくりということですね、厚生労働省も保育士が働きやすい職場づくりの手引きというのもですね、こういうのも発行して、私も拝見させていただきましたけれども、やはり子どもの数と保育士の数のバランスをきちんと保っていかなければですね、両方にストレスを感じさせてしまうと、子どもが多いと少ない保育士で対応していても保育士にストレスがかかるし、逆のケースもありまして、そういった数のバランスをきちんとしていかなければですね、なかなか難しいのかなというふうに捉えているところでございます。それ以外にも保育士の環境として、支援体制の充実という部分でコミュニケーションの円滑さ、労働環境の整備、又は適正な給与水準、福利厚生の充実など、これは保育所に限らず他の職種全般にも言えることなんですけれども、にき保育園に限ってはですね、そういったことも含めて今努力していただいておりますので、町としても連携しながら協力体制をこれからも築いてより良い環境、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）只今の町長からご回答をいただきまして、なかなかやはりその出生数の推移が安定しないと、その数のバランス、保育士さんの確保も難しいというところで理解はしているところではあるんですけれども、将来を見据えて、バランスを調整しなければいけないというところなんです、やはり今困っているお父さんお母さんというのは、実際事実いらっしゃって、なかなかやはりその環境づくり、仁木で働きたい、にき保育園で働きたいという環境で、よいち福祉会さんが行ってはいるんですけれども、やはり委託している仁木町として、更に来てもらえる、働いてもらえるような環境づくりというのは進めてほしいと思っております。南幌町の手当の支給を一例としましたけれども、仁木町らしい独自の制度を今後更に検討していただきたいと思っております。

繰り返しとはなりますが、今回は人材の目処が立ったということで、今回、待機児童は解消されました

が、また今後発生したときにですね、子育て世代のお父さんお母さんが困らないように、安心して子どもを育てられるよう、本町のニーズに合った人材不足解消の施策の策定を期待させていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第2号

特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第4号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第12、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第4号のページをお開き願います。議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案4件の一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長

○総務課長（鹿内力三）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定までは関連がありますので、一括でご説明いたします。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

令和7年8月7日、人事院は国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について官民格差などにに基づき給与水準の見直し勧告をいたしました。今回の人事院勧告では、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当・勤勉手当合わせて0.05月の支給月数引上げ、俸給表の平均3.3%引き上げとなっており、第219回臨時国会において関係法案が可決されたところであります。11月11日、総務副大臣より、各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たっても適切に対処されるよう要請を受けており、本町といたしましては、公務員の労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであります。

この度の条例改正は、議会議員の期末手当も職員の手当同様に0.05月引き上げとする改正であります。内容につきましては、令和7年度は12月期における支給月数を0.05月引き上げ、2.35月とし、令和8年度以降は、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、2.325月とし、いずれの年度も総支給月数を4.65月とするものであります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書17ページ、1款、議会費、3節、職員手当等に記載しており、本改正により9万8000円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第1条関係につきましては、令和7年12月期の改正で、第5条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率100分の230を100分の235に改め、支給月数を0.05月引き上げるものであります。これにより総支給月数は4.65月となります。

2ページ目をお開き願います。第2条関係につきましては、令和8年度以降の改正で、第5条の期末手当支給額について第1条関係で改正した支給月数を100分の232.5と改め、総支給月数を4.65月とするものでありまして、第1条による改正でも第2条による改正でも総支給月数は同じでございます。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては、施行期日と運用の定めであり、第3項につきましては内払いの規定であります。

以上で議案第1号の説明を終わりました。次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても、議案第1号で説明いたしました人事院勧告を踏まえた職員給与費の改定に合わせ、特別職の期末手当も職員の手当同様に支給月数を0.05月引き上げとする改正であります。内容につきましては議案第1号と同様であります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書20ページ、2款、総務費、及び、53ページ、10款、教育費の3節、職員手当等に記載しており、本改正により10万6000円の増となるものであります。

こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。第1条関係につきましては、令和7年12月期の改正で、第4条第2項中、期末手当支給率100分の230

を100分の235に改め、支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.65月とするものであります。

2ページ目をお開き願います。第2条関係につきましては、令和8年度以降の改正で、第4条第2項中、第1条関係で改正した支給月数を「100分の232.5」と改め、総支給月数を4.65月とするものでありまして、第1条による改正でも第2条による改正でも総支給月数は同じでございます。次に附則であります。附則第1項及び第2項につきましては施行期日の適用の定めであり、第3項につきましては内払いの規定であります。

以上で、議案第2号の説明を終了し、続きまして、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても、令和7年人事院勧告に伴い、国準拠に基づいた本町の職員給与費の改定方針により、期末手当・勤勉手当合わせて0.05月の引き上げ及び職員の給料表の改定等についての改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、期末手当及び勤勉手当の令和7年12月期における支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、期末・勤勉手当合わせて2.35月とし、令和8年度以降は6月期と12月期の支給月数をそれぞれ合わせて2.325月とし、総支給月数を4.65月とするものです。給料表の改定は民間給与との格差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げ、初任給を採用市場での競争力向上のため、大卒者で1万2000円、高卒者で1万2300円と大幅に引き上げるものです。本改正に伴う関係予算につきましては、全ての会計におきまして、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費となっておりますので、予算書のページ数については割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、人事院勧告分として職員給与費分約906万円、期末手当分232万円、勤勉手当分191万円でありまして、その他、共済費などによる給与費の増減を含めると補正総額としては863万円の増となるものであります。

こちらで改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。改め文6ページの次のページとなります。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第1条関係をご説明いたします。第11条、通勤手当は自動車等の使用者に対する手当について、民間の支給状況などを踏まえ見直しをするものです。使用距離に応じて200円から7100円までの幅で引き上げるものです。第18条、日直手当は、職員給与の状況を踏まえ300円引き上げるものです。

2ページ、第22条第2項は、職員の期末手当に係る支給率100分の125を6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5に改め、12月分の期末手当を0.025月引き上げるものであります。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当で職員同様12月分を0.025月引き上げるものであります。第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当に係る支給率100分の105を6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5に改め、12月分の勤勉手当を0.025月引き上げるものであります。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当で職員同様12月分を0.025月引き上げるものであります。2ページ下段から9ページまでの別表第1につきましては、給料表の改正です。採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げており、高卒初任給1級5号俸で1万2300円、大卒初任給1級25号俸で1万2000円引き上げております。また、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定で、全体で3.3%の改定を行うものであります。この給料表は令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、10ページ、第2条関係の新旧対照表をお開き願います。第22条は期末手当の規定で、第2項中、第1条関係で改正した支給月数を6月と12月の支給率双方を100分の126.25と改め、期末手当支給月数を2.525月とするものであります。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給率を100分の71.25に改め、期末手当支給月数を1.425とするものであります。いずれの職員につきましても、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。第23条は勤勉手当の規定で、第2項第1号中、第1条関係で改正した支給月数を6月と12月の支給率双方を100分の106.25と改め、勤勉手当支給月数を2.125とするものであります。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給月数を100分の51.25に改め、勤勉手当支給月数を1.025とするものであります。いずれの職員につきましても、第1条による改正と第2条による改正で総支給月数の変更はございません。

11ページ、附則であります。附則第1項及び第2項につきましては施行期日と適用の定めであり、第3項につきましては内払い、第4項は規則への委任に関する規定であります。

以上で議案第3号の説明を終了し、続きまして、議案第4号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この条例改正につきましても令和7年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与月額の改定を行うものであります。本改正に伴う関係予算につきましては、全ての会計におきまして、1節、報酬、3節、職員手当等、4節、共済費となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、報酬分310万円、職員手当分90万円でありまして、その他、共済費等による給与費の増減を含めると、補正総額としては280万円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。別表給料表の改正であります。号俸につきましては職員の給料表1級の号俸と同じ額となっているものであります。

4ページ目をお開き願います。附則第1項につきましては施行期日の定め、第2項は令和8年3月31日までの給料等の特例、第3項は給与の内払いの規定であります。以上で議案第1号から議案第4号までについての一括説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5118万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6216万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款、交通安全対策特別交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額5118万1000円を追加し、補正後の合計を52億6216万1000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額5118万1000円を追加し、補正後の合計を52億6216万1000円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。第2表 債務負担行為補正、追加でございます。地上デジタル放送施設敷地借上げのための債務負担行為は、稲穂峠上の国有林野を有償契約しているもので、期間は令和8年度から10年度まで、限度額は1万8000円であります。

5 ページ、第3表 地方債補正、変更でございます。橋りょう補修事業につきましては、事業完了により地方債限度額を2040万円に減額、緊急自然災害防止対策事業（道路防災）につきましても、事業完了により地方債限度額を270万円に減額するものでございます。

7 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、国道支出金が1267万7000円の増、地方債が70万円の減、その他が18万7000円の減、一般財源が3939万1000円の増となっております。

続きまして、9 ページをお開き願います。歳入でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、

今年度交付される交付金がなかったことから50万円を減額し廃款とするものでございます。

10ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、重度医療費及びへき地保育所委託料の増加見込みに伴い411万円の追加、2目、衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金他、国民健康保険関連負担金の額確定により78万5000円の追加。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、システム標準化に係る補助金の変更決定により589万8000円の追加。3項、委託金、2目、民生費委託金は、税制改正に伴う年金事務システム改修委託金35万4000円の追加でございます。

11ページ、16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては、国費分同様、重度医療及びへき地保育所委託料の増加見込みに伴い203万2000円の追加、2目、衛生費道負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定によりまして42万9000円の減額。2項、道補助金、4目、農林水産業費道補助金につきましては、町有林の管理に係る補助金の額確定により13万8000円の減額。3項、道委託金、1目、総務費委託金は、権限移譲事務の委託金確定により6万5000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと納税の寄附の見込みにより4510万円の追加、2目、総務費寄附金は企業版ふるさと納税10万円の追加でございます。

13ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため665万7000円の減額、3目、ふるさと振興基金繰入金は、企業版ふるさと納税寄附の充当などにより33万4000円の減額、4目、公共施設等整備基金繰入金は額確定により6万1000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。21款、諸収入、4項、受託事業収入、4目、共済金受託収入につきましては、額確定により5000円の追加。5項、4目、雑入は、火葬場煙突補修に係る共済金及び令和6年度子どものための教育・保育給付費の過払いに伴う返還金など155万1000円の追加。

15ページ、22款、1項、町債、4目、土木債につきましては地方債補正で説明した分でございます。

17ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては144万9000円の減額で、増額分は報酬・給与改定、減額分は執行残によるものでございます。

20ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては770万5000円の追加で、22ページまで、給与改定に伴う報酬及び給料等の他、システム標準化に伴うデータ連携機能構築費の追加でございます。

23ページをご覧ください。2目、交通安全推進費は、区画線設置工事に係る執行残4万5000円の減額、4目、財産管理費は給与改定に伴う報酬・給与及び複合施設誘導灯の修繕費追加の他、執行残で12万4000円の追加。

24ページをお開き願います。5目、企画費は、企業版ふるさと納税マッチング支援に係る仲介手数料1万1000円の追加、8目、ふるさとづくり事業費は、一般寄附及びふるさと納税寄附金の積立て1200万円の追加。25ページ、2項、徴税费、1目、税務総務費は、給与改定により64万9000円の追加。

26ページをお開き願います。3項、1目、戸籍住民登録費も報酬・給与改定により41万9000円の追加でございます。

27ページ、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は、委員改選に伴う報酬1万2000円の追加、2目、参

議院議員選挙費は、29ページまで、額の確定によりまして245万2000円の減額。29ページ、3目、仁木町長選挙費も31ページまで額の確定によりまして516万円の減額でございます。

32ページをお開き願います。5項、統計調査費、3目、国勢調査費は、報酬改定により8万9000円の追加、6項、監査委員費は執行残により4万1000円の減額でございます。

34ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、委員選任に係る報酬の増額及び給与改定により90万6000円の追加、35ページ、2目、老人福祉費は、報酬・給与改定、及び36ページ、介護サービス利用者の増加見込みによりまして60万3000円の追加、36ページです。4目、心身障害者特別対策費は、重度医療費の増加見込みにより794万9000円の追加でございます。5目、国民年金事務費は、給与改定及び年金事務システム改修費57万8000円の追加、6目、後期高齢者医療費は、令和6年度後期高齢者医療広域連合負担金の確定による精算、及び給与改定に係る人件費繰り出しで177万円の追加でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、105万円の追加で、次ページ、報酬、給与改定による人件費及び令和6年度分子ども・子育て支援交付金等返還金の増額でございます。続きまして、3目、母子福祉費です。母子福祉費は、令和6年度分国庫補助金の返還により39万5000円の追加、39ページ、4目、保育所費は、大江・銀山両保育所への入所児童の増加見込み及び施設修繕費の増額により22万9000円の追加でございます。

40ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、給与改定による人件費及び余市協会病院への救急医療体制維持補助金の増、並びに国保会計への繰出金の減によりまして350万1000円の追加、41ページ、2目、老人保健推進費は報酬改定により30万5000円の追加、4目、環境衛生費は、業務完了により8万8000円の減額、5目、上水道費は、人事異動及び給与改定により、簡易水道会計補助金65万1000円の減額でございます。

43ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、21万6000円の追加、2目、農業総務費は56万8000円の追加、いずれも給与改定によるものでございます。44ページをお開き願います。3目、農業振興費は財源内訳の変更となっております。

45ページです。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、給与改定により76万7000円の追加、2目、商工振興費は3305万8000円の追加で、報酬改定及び寄附見込額の推計による委託料の増額、並びに事業完了に伴う補助金の減額でございます。

47ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、給与改定に伴う人件費37万8000円の追加、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は9万円の追加で、48ページ、給与改定に伴う人件費の増額及び道路愛護報償の執行残によるものでございます。2目、道路維持費は、事業完了により77万1000円の減額、49ページ、3目、道路新設改良費は549万2000円の減額で、町道仁小中線改良工事費及び水道管移設補償金確定によるものでございます。4目、橋りょう維持費は、金光橋補修工事費の確定により882万円の減額、4項、住宅費、1目、住宅管理費は、報酬及び給与改定により63万円の追加でございます。

52ページをお開き願います。9款、1項、消防費、3目、災害対策費につきましては、報酬改定により1万4000円の追加でございます。

53ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、報酬・給与改定により68

万円の追加。

54ページをお開き願います。2項、小学校費、1目、学校教育費、及び、55ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費はそれぞれ12万6000円、17万6000円の追加でいずれも報酬改定によるものでございます。

56ページをお開き願います。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費、及び、57ページ、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費はそれぞれ24万2000円、7万8000円の追加でいずれも給与改定によるものでございます。3目、学校給食費は、報酬・給与改定及び共済費の執行見込みにより83万2000円の追加、59ページをお開き願います。4目、スキー場管理費は財源内訳の変更でございます。

61ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前に、議案第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）の説明が終わっております。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは予算書の12ページ、12ページの一般寄附金の関係で、今回一般寄附分が10万円、それとふるさと納税寄附が4500万円ということで、合わせて補正後の額が4億6530万円になっていますが、このうち一般寄附を除いた、ふるさと納税額というのはいくらになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）一般寄附金を除いたふるさと納税額の予算額ということになるかと思いますが、一般寄附の額が、今回予算額の10万円の補正で30万円になる予定ですので、30万円を引いた4億6500万円でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それですね、去年はサクランボだとか、お米の効果で5億円を超えています。管内でも本当に上位にランクしています。それで今年度はですね、昨年と同期、今現在と比較して、最終的にどの程度今年度は見込めるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今年ですね、議員もご存じのとおり10月にポイント付与がなくなるという制度改革がございまして、それによりまして、やはり10月以降大きく寄附額は減少しております。これがですね、令和5年にも同様に、10月に制度改革がありまして、大きくその時もですね、10月の寄附額を大きく落としたんですが、一応ですね、令和5年次の寄附金の推移の方を参考にしまして、今回、この先ですね、寄附額の推移を推計して計上させていただきますまして、4億6500万円という形で寄附額の方は合計で推計しております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）では、この4億6500万円で今年はまだ見込めない、今年度ですよ、今年度は見込めないということですか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）今年度のふるさと納税の寄附額の総額予算となりますと、4億6500万円というふうには踏んでおります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう僅かしかないですからね。

前年度よりかなり落ちるということですね。わかりました。

次にですね、予算書の39ページ、大江と銀山の保育所の方に今回9万6000円、13万3000円と補正をしていますけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）こちら大江へき地保育所の運営委託料につきましては、へき地保育所内の建物の設備の部分及びですね、運営費、今後ですね、入所する児童がいるという相談等があることから見込んでおるところでございます。同じく銀山へき地保育所の委託料につきましては、こちらにつきましても入所児童がいるという見込みのもと13万3000円増額しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう少し具体的にですね、何名ぐらいそれぞれ増えるのか、ちょっとそれをお伺いしたいんですが。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）大江へき地保育所につきましては、今現在の2名からですね、更に3名が増える可能性があるとお見込んでいるところでございます。銀山へき地保育所につきましては、現在の5名からですね、更に1名増えるという見込みでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もうちょっと、大江は2名から3名になるんですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）現在の2名からですね、更に3名が増える見込みで、その3名が入所しますと合計で5名になるというところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この5名ですね、内訳を知りたいんですけども。すみません、3名ですね。この3名の方は、これはどちらから入所される児童なんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今の質問でございますが、どちらからというのは地区ごとという認識のもとでお答えさせていただきますが、仁木地区からの入所見込みでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ですから何歳児がね、ここへ。3名というのは何歳児の子どもさんがここに入所されるのかですね、もうちょっと具体的に、先ほどの前田議員の一般質問にも関連してきますのでね。要する

に仁木へ入所できないから大江の方に行かざるを得ないということでの話だと思んですが、その辺も含めてちょっと具体的に説明願います。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）へき地保育所につきましては、1歳から入所できることになっておりますので、3名の入所見込みにつきましては、全て1歳児となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

やはりこういう事情もありますので、しっかり今後ですね、一応うちの町もですね、子育て支援なり、移住促進、人口減少対策としてね、いろいろ対策を講じているわけですから、その辺のことはしっかり私は取り組んでほしいと思います。人口が増えても受皿がないと、何か言っていることとやっていることがちょっと違うんじゃないかという話もありますのでね、その辺のことはしっかり私は取り組んでほしいと思います。

次にですね、48ページの道路愛護の関係、今回11万1000円減となっておりますけれども、元々何団体の予算計上をして、それで減ったので、やるところの町内会なり団体がなくなったのでおそらく11万1000円減としていると思うんですけれどもその内訳と、なぜ、もし仮にできなくなったとすると、その理由についてご説明願います。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）只今のご質問でございますが、道路愛護組合報償の減額につきまして、当初予算につきましては、令和5年度の実施団体プラス2団体を見込み、26団体見込んでおりました。実際に令和6年度実績の基に、申し訳ありません。令和6年度実績を基に令和7年度の予算を組んだ段階で26団体の予定で、実際に令和7年度につきましては、24団体で実施してございます。ちなみに令和6年度から減った団体数につきましては、1町内会が実施をできなかった状況でございます。その町内会の理由といたしましては、高齢により草刈りができなくなったということで、うちの方聞き取りしたところ、そのような理由で実施できないということで、1団体が減となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうすると、来年度は24団体で予算計上するということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関 雅樹）議員仰せのとおり、来年度もですね、実施した団体を見込みます。なおかつ私たちの希望としては、道路愛護に活動していただける団体が少なくても、町内会又は一般団体でもできるということなので、2団体ほど余裕を持った予算計上をしたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8768万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第6号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に49万9000円を追加し、補正後の合計を1億8768万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、及び5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に49万9000円を追加し、補正後の合計を1億8768万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、その他が13万円の増、一般財源が36万9000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金につきましては、預金利子13万円の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、保険基盤安定繰入金につきましては41万6000円の追加、2目、一般会計繰入金は258万1000円の減額、3目、未就学児均等割保険料繰入

金は8000円の追加、4目、産前産後保険料繰入金は4万7000円の追加で、1目から4目まで報酬・給与改定による人件費分、出産育児一時繰入金等、こちら繰入金の額の確定によるものでございます。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、後志広域連合からの分賦金の返還に伴い579万9000円の減額でございます。

7ページ、6款、諸収入、3項、1目、雑入につきましては、令和6年度後志広域連合分賦金精算に伴う返還金827万8000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、報酬及び給与改定による人件費36万3000円の追加、10ページをお開き願います。2目、広域連合負担金は、共通経費の増加に伴う分賦金5000円の追加でございます。11ページ、5款、1項、1目、基金積立金につきましては、財政調整基金への積立て13万1000円の追加でございます。

13ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

○議長(横関一雄)日程第15、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第7号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9521万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年12月18日提

出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第7号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金に46万5000
円を追加し、補正後の合計を9521万4000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費に46万5000円を追加して、補正後の合計
を9521万4000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、
国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せ
たもので、右側の財源内訳につきましては、一般財源が46万5000円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰
入金につきましては、報酬及び給与改定により46万5000円の追加でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費に
つきましては、報酬及び給与改定に伴う人件費等46万5000円の追加でございます。

9 ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第7号の説明を終
わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を採決し
ます。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』は、原
案のとおり可決されました。

令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。総則、第1条、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、簡易水道事業収益、既決予定額が2億8946万9000円、補正予定額は65万1000円の減額となっております。合計は2億8881万8000円でございます。第2項、営業外収益、既決予定額は2億2397万8000円、補正予定額は65万1000円の減額となっており合計2億2332万7000円となっております。支出、第1款、簡易水道事業費用、既決予定額が2億8316万4000円に対し補正予定額が65万1000円の減額となり、合計が2億8251万3000円となっております。第1項、営業費用の既決予定額が2億6595万3000円で、補正予定額が65万1000円の減額、合計2億6530万2000円となっております。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた額（1）職員給与費「1893万9000円」を「1828万9000円」に補正する。他会計からの補助金、第4条、予算第9条に定めた額「1億8795万3000円」を「1億8730万2000円」に補正する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第8号、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。今回の補正は、職員の人事異動及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費等の補正となっております。

令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画、収益的収入及び支出でございます。収入でございます。1款、簡易水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金の補正予定額65万1000円を減額し、1款、簡易水道事業収益の補正後の合計を2億8881万8000円とするものでございます。次に支出でございます。1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、3目、総係費の補正予定額65万1000円を減額し、1款、簡易水道事業費用の補正後の合計を2億8251万3000円とするものでございます。補正内容等につきましては、13ページの余市郡仁木町簡易水道事業会計予算に関する付属説明資料でご説明いたします。

3ページをお開き願います。3ページから11ページまでにつきましては、今回の補正後における財務諸表及び給与費明細書となっており、3ページは、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、5ページから8ページについては補正後における給与費明細書、9ページから11ページは令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予定貸借対照表（当年度分）となっております。

次に、13ページをお開き願います。余市郡仁木町簡易水道事業会計予算に関する付属説明資料でございます。収入でございます。1款、簡易水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金につきまして

は、職員の人事異動及び人事院勧告による給与改定に伴い、一般会計からの補助金65万1000円を減額し、1款、簡易水道事業収益の補正後の合計を2億8881万8000円とするものでございます。次に、支出でございます。1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、3目、総係費につきましても、同じく職員の人事異動及び人事院勧告による給与改定に伴い、給料から報酬までをそれぞれ足した合計65万1000円を減額し、1款、簡易水道事業費用の補正後の合計を2億8251万3000円とするものでございます。以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第9号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、個人を識別するための番号である個人番号、いわゆるマイナンバーを地方公共団体が条例で規定することにより、法律で規定している社会保障、税、災害対策の3分野に係る事務以外の事務で利用するために制定した条例であります。

今回の主な改正点は、新たに住登外者宛名番号管理機能への追加です。住登外者とは、町の住民基本台帳に登録されていない個人を言います。これらの者に番号を付番し管理する機能を住登外者宛名番号管理機能と言い、この機能は法律に基づく地方公共団体情報システムの統一標準化に組み込まれる機能となります。国からこの機能は条例の定めが必要であるとされていることから、条例の一部を改正するものです。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所となります。題名の改正は、「及び特定個人情報の提供」を加えるものです。住登外者宛名番号管理機能は、町長部局や教育委員会との間で共有する必要があり、その共有は他の執行機関に対する特定個人情報の提供に当たることから題名の改正をするものです。第1条、趣旨の改正は、及び法第19条の第11号に基づく特定個人情報の提供を加えるものです。第2条、定義の改正は、第7号、住登外者宛名番号管理機能、第8号、住登外者宛名情報を加えるものです。第4条、個人番号の利用範囲の改正は、改正前は本町では独自の利用する事務がないことから規定していませんでしたが、今回の改正では、今後独自利用が見込まれる乳幼児等医療、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療及び住登外者宛名番号管理機能について規定するものです。利用する事務は、別表第1、別表第2として規定するものです。第5条、特定個人情報の提供の条文追加は、住登外者宛名番号管理機能で提供できる場合で、別表第3として規定するものです。

3ページは、追加する別表第1です。1は、乳幼児等医療費の事務、2は、重度心身障がい者医療費の事務、3は、ひとり親家庭等医療費の事務、4と5は、住登外者宛名番号管理機能の事務です。別表第2は、別表第1で追加した事務で使用する特定個人情報の規定です。

5ページ、別表第3は、住登外者宛名番号管理機能での照会機関、提供機関についての規定です。附則はこの条例は公布の日から施行するものであります。以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）何か良くこれわからないんですけども、もう既に登録されている我々一住民に対しては、町民に対しては該当しない変更・改正なんですか。

それで、この住登外者はどんな方が該当しているのか。それが、今後どうなるのか、これ簡単にこれを説明していただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）町民は、基本的に住民基本台帳に登録していますので、そこで管理をさせていただいております。町民ではない方、例えば他の町に住んでいる方で、これから仁木町に来る方だとかというのは、仁木に来る前のあいだまでは、ここで言う、住民基本台帳の外で管理するという方を住登外者と言うんですね。住民登録をしていない者、それを住登外者というんですけども、それで今も管理はし

ているんですけれども、そのことなんですよね。その住登外者を宛名番号で管理するときには、この法律、ちょっと長いんですけれども、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でですね、今までは規定する必要はなかったんですけれども、国からの指示でそれも条例で規定してくださいとなったものですから、今回、それも規定するために、一部改正するものでございます。ちょっと説明がややこしくて、すみません。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）よく我々も、昔、例えば3か月その町に滞在したら、住民登録をしなさいというような、何か決めがありますよね。ところがそれもしないで、ずっとそこに、なんとというか、住んでいるという方は町ではどうやって把握するんでしょうか。そういう人を把握できるんでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 2時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

4番・佐藤議員の質疑に対しての答弁が残っております。答弁お願いします。菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）先ほどの質問の件につきまして、乳幼児医療助成ですとか、重度心身障がい、ひとり親家庭を担当しておりますので、私の方で答弁させていただきます。

本条例改正の趣旨としましては、転入された方はですね、先ほどの住登外という仁木町に住民登録をされていない方が転入してきたときにですね、先ほど申し上げました、乳幼児医療の助成ですとか、そういったものを申請する際に、課税証明、所得証明が必要になってくるんですけれども、それが住民登録外の場合は、前住所地の自治体から所得証明だとか、課税証明をもらわなければならないんですけれども、この条例改正をすることによって、中間サーバー等に情報の提供を受けることができると、そういうような趣旨となつてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今回は、対象者が乳幼児に関する部分だけの改正ということになるのか、該当者がそれに絞られているのか、あるいは例えば私もそうだったんですけれどもね、余市町に住所を置きながら、札幌市の兄の所にしばらく居候したことあるんですよね。だから、住所を移さないまでも、最終的には住所を移しましたけれどもね。半年ぐらい後だと思ふんですけれども、そういう人たちのことを指しているのか。それは当然、札幌市だってわからないと思ふんですよね。だからその辺をどうやって把握するんですかということなんですよね。乳幼児を持った方でも、町の方はどうやってそれを把握されるのかなということなんですよ。

○議長（横関一雄）暫時休憩します

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

議案第9号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についての4番・佐藤議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、答弁をお願いします。鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）お時間をいただきましてありがとうございます。

佐藤議員の質問ですけれども、住登外者をどのように把握するのかというような趣旨の質問かと思えます。先ほどもちょっと住民登録をしている人を住登者、住民登録していない人を住登外者という説明をさせていただいたのですが、どうやって把握するのかといいますと、それは簡単に言いますと、申請をいただいて、町の方で把握することになります。一例を申し上げますと、他の町村から仁木町に転入してきた人がいたとして、その人に子どもがいるとします。子どもは大学生で仁木町には転入してきません。そうすると、親は仁木町民になるので住民登録をしますけれども、子どもは住民登録しません。大学で他の市町村に住んでいるから仁木町では住民登録をしません。わかりますか。他の町から仁木町に親は転入してきたけれども、その人の子どもは大学に行っていて他の町に住んでいるので、仁木町には転入しません。その子どもには、親の扶養になっているという前提なんですけれども、親の扶養になっていれば保険証を出します。だけれども住民ではないんですよね。そういう人をこの住登外者として登録します。誰を登録するのかというと、転入してきた親の申請に基づいて、住登外者として子どもを登録して、登録することによってマイナンバーカードと紐付けができますので、そこで、その子どもにですね、仁木町の方から保険証を出せるというような。今のは一例ですけれども、そういうときにですね、この住登外者の登録というのをを使うものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）よくわかりました。すみません。

それで、例えば今二拠点生活ってありますよね。そういう人方は、例えば年の半分は、夏場、北海道に移って住む。それで、年の半分北海道は寒いので、自分の温かい地元に帰ると言った場合に、そうした場合は、町では、例えば簡単にわかりやすく言うと、沖縄県に住んでいる方が、夏は涼しい北海道に行きますとしたときに、仁木町に来ましたよと、そうしたときに住民サービスは、住所を沖縄県においでいますからね、仁木町では我々と同じ住民サービスを受けられないということになると思うんです。仮にその人が住所を移転すれば、同じ権利は発生するだけけれども、それをしない限りは一切それは今住んでいる方と同じ権利・住民サービスを受けることができないということでの理解で良いのかな。どうなんでしょうかね。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議員お見込みのとおりだと思うんですが、この条例とは全く関係ない話で、そういうことだと思います。町民としてのサービスを受けたいのであれば、うちの町に住民登録が必要ですし、例えば沖縄県にもお家があって、沖縄県の方で沖縄の市民と同じような住民サービスを受けたいのであれば、そっちに住民登録をすることになるかと思いますが。住民登録をしていなくても、旅行者でも受けられるサービスはあるかと思うんですけれども、そういうものは住所にかかわらず受けることができるかと思いますが。以上です。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第10号、仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明いたします。

この条例は児童福祉法に基づき、令和8年度から本格的に実施される乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）について、そのサービスを提供する事業所が守るべき最低限の設備及び運営に関する基準を本町の地域の実情に応じて具体的に定めることを目的とし、制定するとしたものです。なお、子ども誰でも通園制度は、保護者の方が働いている、働いていないにかかわらず、生後6か月から満3歳未満までの子どもが保育所等の施設を月10時間を限度として利用できるようにする国が全国共通の仕組みとして推進する制度でございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

制定文1ページをお開きください。第1条は、本条例の趣旨についてでございます。この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので

あります。第2条は、本条例での用語の定義を定めております。第1号では、乳児等通園支援事業、第2号では、乳児等通園支援、第3号では、利用乳幼児を規定しております。第3条は、最低基準の目的等を定めております。

2ページをお開き願います。第4条は、最低基準と乳幼児等通園支援事業者について定めたものでございます。第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則、第6条は、非常災害について規定しております。

次のページをお開き願います。第7条は、安全計画の策定等、第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認を定めたものでございます。第9条は、職員の一般的条件、第10条は、職員の知識及び技能の向上等を規定してございます。

次のページをお開き願います。第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準です。第12条は、利用乳幼児を平等に取扱う原則、第13条は、虐待等の禁止でございます。第14条は、衛生管理等、第15条は、食事について規定しております。第16条は、事業所内部の規定でございます。

次のページをお開き願います。第17条は、事業所に備える帳簿でございます。第18条は、秘密保持等、第19条は、苦情への対応でございます。

続いて、6ページをお開き願います。第20条は、乳児等通園支援事業の区分です。第2項、一般型乳児等通園支援事業と第3項、余裕活用型乳児等通園支援事業の二つがございまして、余裕活用型につきましては、既存の保育施設の保育定員に空きがある枠を利用して、こども誰でも通園制度の保育を実施する方法となっております。第21条から第25条までは一般型乳児等通園支援事業に関する条項です。第21条は、設備の基準です。8ページまでにかけて、設備基準を詳細に規定してございます。

8ページをお開き願います。第22条は、職員の基準でございます。

続いて、9ページをお開き願います。第23条は、設備及び職員の基準の特例でございまして、第24条は、乳児等通園支援の内容です。第25条は、保護者と密接な連携を取り保護者の理解と協力を得るよう努めることを規定しております。

10ページをお開き願います。第26条及び第27条は、余裕活用型乳児等通園支援事業に関する条項です。第26条は、設備及び職員の基準です。第27条は、第24条の通園支援の内容、第25条保護者との連絡の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する規定でございまして、第28条は、記録等については書面に代えて電磁的記録、いわゆる電子データにより行うことができるとしてございます。

続いて、11ページをお開き願います。附則第1項につきましては、施行期日の定めであります。公布の日から施行し、ただし、第23条、設備及び職員の基準の特例につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置の規定で、公布の日から令和8年3月31日までの間においては、第16条第1項第6号中、利用定員とあるのは、乳児・幼児の区分ごとの利用定員と読み替えるものとするものでございます。以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。3番・木村議員。

○3番（木村章生）今これは条例の制定ですよね。それで、もう一度聞きたいんですけども、今保育所というのは、親が働いていないと入れないですよね。それが働いていなくても、週10時間と言いましたか、ということが認められるということですよね。確認します。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）この条例で規定しております、いわゆるこども誰でも通園制度、こちらにつきましてはですね、議員仰せのとおりですね、働いている、働いていないにかかわらず、週ではなく、月10時間程度を上限とするということで、こちらの目的としましては、子どもの成長支援、子どもたちの関わりですとか育ちを応援する、そして保護者の負担軽減、育児の負担を軽くしリフレッシュや子育ての孤立を防ぐといった目的で制度が新設されたものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）ということは仁木町もこの制度に則って子どもを預かったりできるということでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）この制度につきましてはですね、国が推進しているもので、令和8年度から全ての自治体を実施することになる見込みとなっております、本町につきましても、上程しました条例に基づきまして設備と運営に関する基準を定めて仁木町で実施することができるようになっていところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）こういう条例は良いんですけども、先ほども待機児童とかのいろいろな問題もありましたのでね、これ、決まりはできても結局は預けられないというような状況になるようなことがないように、町の方もそういうふう準備するというか、体制を整えないと、この条例をせっかく決めても受け入れられないというようなことがないように取組方は考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）本町ではですね、恒常的な事業利用を見込めないことから先ほど説明しました事業類型としましては、余裕活用型で実施を検討しているところでございます。この余裕活用型というのは、在園児の空き定員の部分を活用して受入れを行うということですので、先ほど来お話ししておりますとおり、現在ちょっと定員の部分ですとか、保育士の受入状況ですとかがちょっと厳しい状況にありますので、そちらにつきましては保育施設及びですね、希望等々マッチングと言いますか、そういった形でですね、調整をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。1番・前田議員。

○1番（前田春奈）余裕活用型で運営していくという話だったんですけども、これは大江も銀山も対象になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）大江や銀山といったへき地保育所でできないのかといったご質問だと思います。

現在のもので、へき地保育所の受入体制等を踏まえるとですね、町としてはちょっと現時点では難しいとは考えております。先ほど、こども誰でも通園制度につきましては、満6か月から受け入れできるというところではございますが、へき地保育所は満1歳からというところもあり、また、今は基本2名体制での保育を実施しているということで、小さいお子さんですとやはりちょっとそこに人手を割いてしまうというところで、現時点ではちょっと難しいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・前田議員。

○1番（前田春奈）それでは、にき保育園のみでの運用という認識でよろしいですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議員仰せのとおりですね、現在のところ本町では、にき保育園を想定しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・前田議員。

○1番（前田春奈）木村議員も申し上げておりましたが、繰り返し申し上げるようにはなるんですけども、やはり受皿、体制をしっかりと整えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今いただきました意見を基にですね、子どもの受入体制ですとか、保育士の確保について尽力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第19、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 関 孝心は、令和8年3月31日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。令和7年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山3丁目162番地3、関 孝心、昭和32年10月10日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております、関 孝心氏が令和8年3月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき同人を再

任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関 孝心氏は、昭和32年10月10日生まれで、現在68歳でございます。住所は仁木町銀山3丁目162番地3で、北海道仁木商業高等学校をご卒業後、昭和51年3月から宗教法人 孝徳寺副住職、平成13年7月からは同寺の住職を勤められております。また、平成9年1月から銀山三納税貯蓄組合長を務められ、平成14年には仁木町納税貯蓄組合連合から納税功労者表彰の組合長5年表彰を受けられております。人権擁護委員としては、平成20年4月1日から務められており、令和8年3月31日をもって6期目の任期が満了となります。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、再度、関 孝心氏を推薦いたしたく、議会の意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時41分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第20『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第21『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時44分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決を賜り厚く御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご要望につきましても、十分に留意しながら今後の町政運営に取り組んでまいります。

先般、今年の世相を表す漢字、先ほど一般質問の中で先に佐藤議員の方からお話がありましたけれども、「熊」という言葉に決定したとの報道がありました。その理由として、日本各地で熊の出没が相次ぎ、人身被害や死傷者数が過去最多の年となり、先ほど一般質問でこのことに関して質問がありましたとおり、この問題は単なる熊の被害として捉えるのではなく、今、国が抱える様々な社会問題の象徴として受け止める見方をしている部分もあります。こうした被害の背景として、気候変動や人間の暮らし方の変化といった社会の構造的要因が潜んでいるものと立命館大学政策科学部の桜井 良准教授が見解を示しているように、熊の個体数そのものが増加している要因もありますが、同時に気候変動による餌の不足、地方の人口減少や高齢化により、かつて人が管理していた田畑が耕作放棄地となったことも要因の一つであると述べております。人間の暮らしと自然との境界が次第に変わりつつある中で、社会を改めて共存のルールを見つめ直す時代に来ているものと考えます。人間と動物の境界だけではなく、我々人間同士も共生社会を

今後どのように構築できるかが、持続可能な地域につながっていくものと自分自身改めて考えさせられたところがございます。

さて、去る12月13日、元仁木町長 藤田清司氏がご逝去されました。3期9年半の間、仁木町長として地方自治の振興・発展に寄与されましたことは、多くの町民の心の中に刻み込まれております。これまでのご功績は末永く仁木町の歴史に残され、またその思いは次世代へと引き継がれ、仁木町発展の礎となっていくものと思います。心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、哀悼の誠を捧げます。

最後になりますが、議員の皆さま方におかれましては、この1年町政発展のため大変お世話になり誠にありがとうございました。時節柄健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族共々良き新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第4回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時48分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年12月18日（1日間）
（開会～午前9時30分 / 閉会～午後3時48分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和6年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第1号 令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R7.12.18	認 定
	付託議案第2号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.12.18	認 定
	付託議案第3号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R7.12.18	認 定
	付託議案第4号 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について	R7.12.18	認 定
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	R7.12.18	承認可決
議案 第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.12.18	原案可決
議案 第2号	特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.12.18	原案可決
議案 第3号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.12.18	原案可決
議案 第4号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.12.18	原案可決
議案 第5号	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	R7.12.18	原案可決
議案 第6号	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	R7.12.18	原案可決
議案 第7号	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	R7.12.18	原案可決
議案 第8号	令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	R7.12.18	原案可決
議案 第9号	仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.12.18	原案可決
議案 第10号	仁木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	R7.12.18	原案可決
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	R7.12.18	適任答申